

# 鹿児島県史料

旧記雑録拾遺  
家わけ十一

## 解題

本書は『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ十一』として、鹿児島市桂甚悟氏（吾）所蔵の「桂家文書」、同鹿児島歴史資料センター黎明館寄託、鹿児島市末川久若氏所蔵の「末川家文書」を収載する。以下順次説明しよう。

### 桂家文書

桂家は島津氏一族で近世、歴代大目附等の重職にいたが、幕末に当主久武は藩家老を勤め、明治四年都城県参事となった。また西郷隆盛と親交があり、西南戦争に参加、城山で戦死している。

当然その関係史料も少なくないが、本書では同家所蔵文書のうち、近世初期の史料を収める二巻（収録文書番号一八・九一―一六）の成巻文書を中心に紹介することとした。

福崎正澄編の「本藩人物誌」（『鹿児島県史料集十三』）には桂常陸介忠俊をあげ、島津常陸介忠利入道松風の子とし、その先として島津氏九代忠国の四男勝久を初祖とし、その子又七郎常陸介忠次、その子忠利とする。忠俊迄は島津を名乗っていたが、永禄元年十二月廿七日、義久の命により一家の面々は各所領の在名を以て家号に用いることになり、翌年忠俊も桂名字に改めた。この時日向志布志の月野を所領としていたから、月の縁語である桂を採ったのだと家名の由来を記している。忠俊の子が忠詮で永禄元年生、又十郎、山城守、神祇忠昉と称した。天正九年八月、二十歳で水俣陣に平佐地頭として出陣、以後肥後・豊後で戦い、天正十五年豊臣秀吉軍の九州入りで平佐城に抛り、寡兵を以て大軍を迎撃、武名をあげた。義久の説得で開城、秀吉より褒賞をうけた。戦鬪の経過、模様についても詳細な記述があるが、四の記述はさらに具体的に生々しい。恐らく戦後間もなく関係者の証言を基に作成したものであろう。また巻外の一八は平佐城の戦歴が評判となっていたため、天和元年秋、巡見使の九州筋廻国の際、めばしい古戦場や名所について前以

て書出すことになり、平佐城が該当したため、その説明書を作成、上使三人に渡したが、後日その提出を命じられたのであらためて書写提出した際の担当者（平山武視）の届書である。その後文禄元年義弘に従って朝鮮に渡海、六年間作戦に関与。その間嫡子忠次は慶長三年十一月十八日番船破の時、廿一歳で戦死する等辛酸を甜めた。一―三は文禄・慶長の役に際しての軍勢動員渡海の困難さを物語ると共に、忠詮が直接その衝に当たっていたことを示す史料である。六も在陣中の忠詮が濱田民部左衛門尉宛の作戦会議への至急参加を求めた書状であるが、筆跡からみて伊地知季安の書写の可能性が高い。

慶長五年の関ヶ原の戦では義弘の供をして下国の際、山田有栄と隔日殿をつとめたといい、後日知行二百石の感状を与えられている（一五）。さらに慶長八年には関ヶ原戦後、牛根に潜居していた宇喜多秀家を生命保証の条件で上洛送還する任を文之と共に果たし、忠恒（家久）から脇指を授与されている（一四）。その後元和元年、家久の大坂出陣に供奉したが船中で病が重くなり、地頭所高山に下向、同地で死去した。五八歳。忠詮の二男が忠秀。忠秀も義弘小姓として朝鮮渡海、その子が山城守久盛（忠能）で生母は樺山規久女である。同女は忠秀と離別したが、元和二年家久の計らいで加治木の室の女子の後見となり高百石を与えられている（一六）。また同九年には將軍交替に当たり忠秀がその祝の使として登城を命じられている（二三）。同人は寛永七年、江戸で没、廿九歳。一〇は樺山規久の忠詮宛書状で、又七は豊久、朝鮮在陣中のものと思われる。五も年次未詳だが忠詮が伊集院元巢と共に近衛家関係の役儀負担につき交渉している文書。巻外の一七は同文書案で後年桂久徴が伊地知季安より借写したことを記している。九は島津久茂・新納久正連署申渡書で、文書改めのため、桂家文書の一三―一六及び前述の忠秀宛文禄五年十二月十一日の給恩加増目録（現存せず、『旧記雑録後編三』一六二）の提出を命じたもの。一一・一二は式部久澄宛、七・八は織部久治宛書状で何れも近世中期のもの。腐損の文書も少なくないが、巻装により保全されている。先代の久春氏は祖父開拓の霧島の地にあつて文書の整理保管につとめられていた。その成果であろう。なお今回掲載できなかったが、同家には初代勝久より

十四代久敦の享保十六年まで記載の「藤原姓島津氏桂氏系図」一卷がある。かなり腐損、記事に欠落部分があり、それを史料を基に補充し、さらに十五代久芳より十九代久徴につなげ、二十代久武以降二十二代久春に至るまでの記事史料をのせ加えた手書系図を作成してある（『鹿兒島中世史研究会報三五』所収、拙稿「桂久春氏所蔵文書」参照）。

### 末川家文書

島津家一族としての末川家には二流あり、ここでとりあげる末川家は江戸時代新城島津家とよばれていたが、明治以降末川氏を称した家で、別にその本家筋に当たたる垂水島津家から江戸中期に分出した庶家としての末川家がある。その初祖末川久救（周山）は藩政に関与、漢学者として多数の著作があり、本史料集でも以前、「旧記雜錄拾遺 伊地知季安著作史料集七」の中で「高雲堂頌詠集」をとりあげ、解題を記したことがある。現在両家の文書は共に鹿兒島県歴史資料センター黎明館に架蔵、保管されている。今回紹介するのは前者の末川久若氏寄託の文書・家譜である。

はじめにこれまでも紹介されたことのある成巻文書二巻、一―五・六一―一三（数字は文書番号、以下同じ）をとりあげよう。これらは一四の一紙文書、興宗寺算田帳を加えて、一九九二年、都城市文化財調査報告書第二二集、『末川家古文書』として写真入りで発表された（重永卓爾氏解説、但し掲載順は成巻順ではない）。筆者もまたそれ以前、一九七二年に「新城島津家と越前島津家―末川家文書の紹介―」（『鹿兒島中世史研究会報三二』）に発表しているが、（六一―一三）（一一―一五）と逆順にしており、誤読もあつた。現在二巻に成巻されている文書の一巻五点のうち、一は世に「惟新公御自記」（元和年間頃の作か）と称されているもの前書と、自らの武功を記した三箇条目の前半までの分で、自筆本か否か明らかではないが、良質の一本とみられる。二の近衛信尹消息は「在齋集」の書写本授受に関わるもので、年次は不明であるが、家久の官途、動静からみて或いは慶長九年頃のものか（後述）。三は義久の自筆で次女（新城、彰久室）に与えたもので、その情愛の程を偲ぶことができると重永氏は説明している。四は島津日新（忠良）の白紙の起請文で宛書を欠き、重永氏は案文かとされた。日新の政治理念と願望を端的に表明している。五は室町幕府の重臣伊

勢貞親の播磨国河述北条瑞龍庵への寺領寄進状で、越前島津家文書の一つと考えられる。もう一卷の方には慶長二年の鹿屋御袋（新城）並びにその子息久信（忠仍・信久）宛の伊集院幸侃の知行目録（六一一〇）と一一の慶長一五年の義久知行目録、これは義久自筆とみられ、その晩年愛娘新城に特に配慮し与えたものと重永氏は指摘している。一二・一三は同じく寛永四年の島津家家老連署の知行目録で久信及び新城宛のものである。右以外にもう一通重永氏は報告書の中で一四の算田帳をあげ、或いは肝付郡新富所在の高崇寺関係のものかとされたが、これはやはり越前島津家文書中の取り残された一点ではないかと考えられる（所縁の越前福井に同名寺名が残ることから推定）。そして同文書は二の近衛信尹書状と共に東京大学史料編纂所所蔵、影写本襖寝文書六、襖寝氏庶流文献巻二に今川了俊書状案に付属して豊州家島津氏文書数点のあとに掲出されている。何故襖寝文書中に含まれているか従来より疑問とされてきたが、近衛信尹消息が後述の如く東大で調査撮影された事実があり、興宗寺算田帳も末川家文書に現存し、二七号の貼札が付されていることから、これら二点は一時期、一部豊州家文書と共に小松家所蔵文書中に編入され、昭和二年影写本作成の際には、関係文書として写真をもとに書写されたものが収録されたのではあるまいか。

現在黎明館に寄託中の末川（新城）家文書の中には貼札番号の付されているものが家譜全六冊中に一号より三号まで、卷子一紙文書一四一点中に六号より二七号（うち一四号欠）まで二点ある。四号・五号を欠くが、五号は前出の近衛信尹消息であると思われる。そのことは一四〇・一四一の大正五年、山口九十郎書状から判明する。即ちかねて島津家編輯所に貸出中の末川家文書の調査が終了、返送するので査取された旨を末川家側に伝えているが、その内容について文書番号を一号より二七号迄付し、何れも末川家にとって重要書類であるが、特に五号と一四号は珍重すべきものと考えられるとし、五号については東京大学史料編纂課長辻善之助博士に調査を依頼し、関白信尹より島津家久宛の「在轡集」書写に関する親書で、その伝存の事情を推考、東京大学でも参考史料として注目、写真撮影された旨を伝えている。幕末期、城代家老を勤めた豊州家の島津久宝の子久直は、同一男家の黒岡家を嗣ぎ、明治期になって末川を称した

新城家の久治と親交があつた（久直の姉悦が久治室）。その久直の六男が山口九十郎で、同人と末川（新城）家との関係も親密であつたという（「鹿児島県立南種子高等学校研究紀要 あこう四号」所収、末川大史朗「新城様と新城島津家文書」参照）。末川（新城）家文書の取り扱いについても東京にあつて島津家編輯所等との直接交渉にも当たつたのであろう。これによれば山口九十郎は新城家の史料並びに歴史についてかなり詳細に考究している人に思われ、島津家編輯所での調査にも深く関与していたものと考えられる。文書返済に当たり整理番号を付し、その重要性を説明しているのも単なる編輯所側のうけうりとは考えられない（「旧記雑録月報八」所収、拙稿「島津久章一件史料並びに覚書」参照）。四号は不明であるが、卷子一紙文書中の何れかの文書に付されていたのであろう。貼札の逸している文書中、或いは成巻の六一三の知行目録等が該当するのもかも知れない。また、一四号は五号と並んで重要文書とされているから、或いは一五の島津義久条書や一八の豊臣秀吉判物写等が該当するのもかも知れない。上記の島津義久条書は、条書の形式をとっているが、内容は上洛予定の菊寿丸（久信、彰久と義久二女新城の嫡子）の立居振舞についての諫言で、直接義久が母である新城に宛てたものとみてよいのではあるまいか。「垂水島津家々譜」によれば、久信は「慶長三年戊戌正月初為人質上洛時十四歳也」とあるから、義久は若年の身ではじめて上洛する久信の挙動に若干の不安を抱き、あらかじめ具体例をあげて日常作法の心得を息女新城を通じて伝えようとしたものと考えられる。なお同状には宛名や月日の記載がなく花押が末尾に記されているのみで案文かとも思われるのだが、同じ花押が島津家文書（慶長四年）十二月廿六日付の龍伯自署の忠恒宛書状（「旧記雑録後編三」九九二）に用いられており、義久の花押としてはこのころ一時用いられた一般的に知られていない特殊のものではあるが、義久自筆加判とみてよいのではあるまいか。義久の筆跡については後述する家譜作成者も前出一一忠仍（久信・信久）母（新城）宛の湊村知行目録を採録したあとに朱註で「右御目録者竜伯公御自筆と申伝候」と記しており、重永氏も同文書については自筆知行目録と特記している。また後述する家譜巻一の久信条のあと母新城の項で、義久の新城宛書状は多数発出されていて、しかも発出地毎に分類整理されていたと思

われるから、それらが現存していれば内容の濃い多方面での重要史料になったことであろう。その点関連して原本の所在は不明であるが、文祿三年と推定される義久の新城宛の書状写が「垂水家譜」久信条中に一点採録されているのも併せて考察すべきであろう（『旧記雑録後編二』一五七八）。

成巻文書で上記の他、注目すべきものとして一一号の貼札のある肝付郡弁済使関係文書写（二六）と、掲出はしなかつたが一二八の新城家系図3（島津氏系図）がある。後者についていえば所謂島津本宗家系図と同内容であるが、註記年紀の基準は永正十二年となっており、同年迄何年の如く記されている。永正十二年八月に忠治が死去、忠隆が相続しており、註記はそこまでで止まり、あと勝久・貴久の名のみをあげる。そして別に立久の兄友久（相模守）より系線を引き、忠幸（相模守）、忠良（相模守）、忠将（右馬頭）とつなげ、本宗系図と併せて相州家に関わる垂水・新城家の発祥の由来を示す系図にもなっているといえる。さらに末尾に「万歳々々万々歳」の文句が記されていることも気に懸かる。新城島津家の初代久章が寛永十七年五月、江戸よりの帰途、突如京都の旅宿より出奔、その際携帯したとされる系図とは越前島津家系図であるとの説もあるが、或いはこの種の系図（もちろん原本ではなく写と思われる）ではあるまいか。同系図が特に巻装され丁寧に取り扱われていることにもその辺の事情がうかがえよう。義久が相州家系図に執心したことはつとに知られていることであるが（『尚古集成館紀要四』所収、拙稿「島津氏系図について補考」参照）、その義久の家統を継ぐ自負心を抱いていたと思われる久章及びその遺孫たる新城家で右系図が重んじられたことは推察できよう。次に前者についてみよう。まず末川（新城島津）家文書の中に何故肝付家文書のうち、もつとも基本的な鎌倉時代後期の肝付郡弁済使関係文書写一三点が収蔵されているかである。それには二の事由が考えられる。一には中世大隅半島に蟠踞した肝付氏が二流に分かれ、一方は高山・志布志を本拠に勢力を張り、島津氏に対抗、屈服して薩摩阿多に移され、やがて鹿児島城下土となる。他方は大崎を出て溝辺・加治木を拠点に活躍、やがては島津氏に服属して近世はじめには薩摩喜入の私領主となっているが、その何れもが新城島津家と浅からぬ関係を有していたことである。即ち、新城

家の二代目（再興初代）である久章の子忠清の室は喜入肝付家の兼屋女（母は家久女、久章室の妹）であり、その女がまた忠清の跡を襲ぐ島津本宗家光久の第八子久侶の室となり、さらにその女が久侶（杵岐）の跡を襲ぐ久雄（市太夫、久龍）の初室となるといった関係があった。さらに久雄の子久隆の夫人於鉄（島津本宗家継豊女）の姉が鐘が兼屋の後嗣久兼の曾孫兼伯の夫人となつてゐる等のことも関わりがある。二にはまた、兼屋の後嗣久兼が寛文十年より延宝八年まで大隅末吉郷地頭職をつとめていたことも関係しよう。元禄年間肝付本家の年兼が寛文年間以来の藩の方針にそつて肝付氏関係史料の蒐集、整備につとめてゐるが、その入手した基本史料としては、はじめ藥丸家と並んで同家の重臣で後に末吉郷士となつてゐた庶家検見崎家の文書があり、中でも前記一三点の鎌倉期の文書が特筆されるが、末吉郷地頭の久兼も当然管轄下の検見崎家文書の存在を把握書写してゐたものと思われる（鹿児島大学図書館所蔵「肝付家文書」の「肝付統譜」中に編入されている）。そして本家肝付家には前出年兼のあと五代目に当たる兼明が同族の検見崎家から入つて相続してゐるのであり、その同人こそが伊地知季安に委嘱して、文政十二年より天保十年にかけて肝付家の系譜、文書を整備し「新編伴姓肝属氏系譜」を集成したのである（『旧記雑録拾遺 家わけ二 解題』）。以上述べた種々の経緯からみて末川（新城）家文書中に肝付家文書の主要文書の写が残されてゐるわけが首肯されるのである。もちろん肝付家が中世末相州島津家と大隅半島において雌雄を決する重要な立場にあつたということも関係しているのかも知れない。

さて一八は天正十六年の以久宛豊臣秀吉判物写で、裏書には正文を新城家から垂水家に本宗家の仲介によつて引渡すことになつたので写を作成した旨を記してゐる。一九は寛文八年右以外の関白秀次の文禄三年の朱印状、永禄八年の義久から以久宛の帖佐郷宛行状と御家一流の系図を垂水家に引渡した際の証状であり、二〇は垂水家よりの返証である。二一は元禄元年久侶が新城家の越前島津家系図並びに文書相伝の由縁を記し、同家跡目の相続を代々希望して来た旨を述べ本家垂水家の理解を求めたものであり、二二は右系図・文書・願書の一且取下げの指示、二三は元禄八年、島津久



侶の明白な越前島津家跡目相続の意思表示であるが、二四はそれをうけて藩主出府多端の折、意向は後日報する旨の口達覚である。しかし当時本宗家による越前島津家再興計画が別途進行中で、結局新城家の要請は実を結ばなかった（鹿兒島史学四八）所収、林匡「越前島津家再興問題と記録奉行伊地知重英」参照。四〇―四三はその後、本宗家による越前島津家継承が決定をみるまでに新城家より届け出た系図・文書目録、並びに提出指令書である。また三二・三八は久雄が今後継豊の生誕子が女子である場合、将来後嗣久隆の嫁にもらう約束をした文書で興味深い。

次に六四―七六の村路消息は、寛延二年前後の御守殿（継豊継室竹姫、將軍綱吉・吉宗養女）付の女中村路（継豊より付けられたとみられる）が新城家の久隆（市大夫）及び同室（於鉄・継豊女）に宛てた竹姫の意向をくんだ私信で、中に継豊と竹姫の間の生子菊姫の婚姻に関するものも含まれている（七二）。六五には二四号と貼札があるが、恐らくこれは同種文書の内から摘出され、島津家編輯所に提出されたことを示すものであろう。同様のものに五六―六二があり、これは寛延三年頃の於鉄付年寄澤田に宛てられた書状で、五八は於鉄安産の祝意を伝えたものである。また七七・七八は於嘉久（継豊側室・於鉄生母）付女中浅路宛書状と同人の消息であり、七九―八三は同じく御守殿付女中春井消息で、八三は久隆が宝暦六年御礼使として参府した際の慰労の書状である。また順番が逆になったが、五五は將軍よりの鷹の鶴拜領の御礼使として差遣わされた久隆に託して、在府の藩主重豪が継豊並びに於嘉久に宛てた礼状である。そして少し遡るが四四は藩主宗信が延享三年参勤の旅の途次、国許滞在の妹達（於貞・於鐘・於鉄）に宛てた情のこもった書状である。なお四六―五四は寛延二年七月滞府中の久隆宛幕臣の進物に対する礼状（家譜に収録、うち四点に貼札あり）であるが、同月十日に宗信は鹿兒島で没している。なお安永以降の文書については貼札のあるもの三点以外目録に掲げるとどめたが、一一一は縁家佐土原島津家との交流を示す文書ということで、また一二七は近世後半、幕末の新城家系図ということで、一二九は当時の文書保管の形状を示すものとして、さらに一三〇―一三四・一四〇・一四一は明治以降の末川家文書の伝存、移転を示す文書として内容を掲げることにした。

次に家譜についてとりあげよう。家譜は全六冊で寄託受入の際、整理の都合上、巻一―巻六の巻号を付した。このうち巻一には「第壹號」の貼札があり、巻五、六のそれぞれに「貳號」・「參號」の貼札が付してある。さて巻一と巻二とは内容が大半重複している。しかし用語で、例えば巻一では島津家当主の敬称に公を用いているが、巻二では主を用いている等多少の相違が認められる。同筆ながらどちらかといえば巻一の方が書体も整っている。共に元文五年久雄（久龍）代の終り迄を記載しているが、巻二の方は元文四年以降増補があり、巻一の方は後に久隆の弟将香（細瀧家）の系譜・文書をあげており、その最終記事は寛延三年五月に及んでいる。そしてその部分は巻二のあと巻三・四・五・六と続く巻六久隆代の寛延三年四月の記事の後にほぼ同内容（一部省略あり）で記載されているのである。以上を通覧して巻二―巻六が連続しているものと認められる。しかし巻一・巻二の執筆の先後についてはにわかには決し難い。ほぼ同一人による同時期の作成かと思われる。

家譜巻一・二は共に清和天皇にはじまる源氏系図から島津氏系図とつなげ、忠将代より以久・彰久・久信・久敏代まで、ついで久章・忠清代、そのあと養子として入る忠顕・久侶・久雄（何れも光久子）代まで相伝文書等を引用しながら記述する（『鹿児島中世史研究会報三二』所収、拙稿「新城島津家々譜所収文書」参照）。義久二女、彰久室、久信母新城については、実質上の新城家の創始者として取り扱った記述がある。そして既刊の『旧記雑録拾遺 家わけ十』所収「新城島津家文書」と重複するが朝鮮出兵中の彰久の新城宛書状も六通あげられ、その没後の新城の腐心、義久の配慮等も関係史料からうかがうことができる。久信の家臣肅清、久敏の早死、垂水家に本宗島津家より後嗣が入り、実質上四男の久章が新城の養女とした家久女と結婚することによって義久の統を継承する趣となる。家督相続をめぐる問題のこじれから久章の出走、寺領、憤死に至る経緯を詳述、尔後絶家、遺子忠清による垂水二男家としての新城家の再興、その後本宗島津家より相続した忠顕・久侶代に至る所領回復、越前島津家継承運動などを示す史料を掲げている。久侶の後久雄に代わってからは既に本宗島津家による越前島津家継承が決定され、新城家相伝の越前島津家系図・文書を本

宗家を通じて同家に移譲する関係史料が掲げられる。そして久雄は継豊の女於鉄（母於嘉久）を後嗣久隆の嫁に迎える約束をとりつけ、その準備に当たることになる。巻三以後の久隆代の記事には継豊の継室、御守殿の竹姫及び生子於菊、側室於嘉久の生子於鉄（久隆室）に関するものが多くを占める。しかしまた藩主代参謝礼使の記事、公私に亘る婚姻・葬儀・墓参等、慶事・仏事の記事の他、鳥追・仕明（鹿屋）・役職制に関する記事等もあり、藩政下の私領支配の実態を知る上で重要な史料が記載されているといつてよい。以上要約すれば巻一・二は久隆が久雄（隠居後久龍となる）から家督相続する迄を、巻三以降は久隆代であるが、巻四までは隠居久龍の生存時期の、巻五以後は久龍没後、文字通り久隆が私領主として活躍した時代の精細な記録ということになろう。

「新城島津家文書」の表題「日向佐土原島津文書七」の奥書目録に「久龍御筆巻」・「要人久直御筆巻」とあることから、同巻の成立は久雄が隠居して久龍と号する元文四年以降、また要人久直が市太夫久隆と改称する寛延元年以前のこととしてよいであろう。とすればこれら「新城島津家文書」全体の整理成巻年代は寛延元年以前とみるべきであろう。そして家譜の筆跡が「新城島津家文書」の奥書目録の筆跡と同じで、家譜の記事年代が久隆代の寛延三年四月を下限とすることからみて、ほぼ同年代に「新城島津家文書」は成巻され、それから程なく家譜も同一人の手により作成されたものとみてよいであろう。何れにしても寛延三年以降の一時点に於いて、豊富な史料を基にして作成されたもので、恐らく作成者自身が書写したものといつてよいであろう。『垂水市史』によれば、久雄（久龍）の家臣安楽兼能は学才を認められて記録奉行に登用され、その実績を評価されて兵具奉行、番頭与頭に拔擢され、久隆代には重用されて家老（役人）職となり、在職中新城記録集・家格調記・新城史等を編纂したとある。さらに家老職を辞した後は入道了菴と号し浄瑠寺の僧侶となり教化につとめたとある。安楽了菴の名は家譜（寛保二年記事）にも代々小番家の中に見出される。典拠史料を把握していないので確言できないが、年代的にみて同人の家譜作成者の可能性は高いように思われる。私見として掲げておく。

しかし、家譜の作成は諸条件の整備によつてはじめて可能となる事業であろう。久雄（久龍）・久隆二代は民政に治績をあげた時代として郷土史にも記述していることから適任者を得てその成果をあげることが出来たのであろう。

「新城島津家文書」の整理成巻と「新城島津家々譜」作成とが連動していることについては前に指摘したが、その契機となつたのは何かと考えた場合、幾つかの動機があげられよう。一は元文二年の本宗島津家による新越前島津家の興立と延享元年の越前島津家文書・系図の引渡しである。（越前島津家文書六巻のうち、四巻は臨写されて新城島津家文書四巻と併せて成巻された。これが後述する「日向佐土原島津文書」である。）これで同家々跡継承の希望を捨てて新しい途を求めねばならない。しかし同時にあらためて家の歴史、義久血筋の意識は家臣団の間で想起回顧されたことであろう（始良町歴史民俗資料館「越前（重富）島津家の歴史」参照）。あたかも元文五年は新城様百年忌に当たり浄瑠寺で法要が執行されている。二は延享三年の久隆と継豊女於鉄との婚儀である。これで本宗島津家との新たな絆が結ばれ新城島津家の藩政への関わりが一層期待されることになる。三は分家細瀧家の誕生と本家を支える役割への期待であろう。寛延元年の権太夫（将香）婚儀の記事の詳細はそのことを物語る。この他延享四年の前藩主吉貴の死去や、久龍の死去による世代交替の空気も識者には敏感に作用したかも知れない。家譜の最後の記事が民政に関心を寄せながら若年で惜しまれて死んだ藩主宗信（慈徳院、久隆至於鉄兄）の遺髪を高野山に送別する件であることも意味深く思われる。

「文書」一三〇の末川家所蔵文書書上は、一三一の某覚書と筆跡の相似から同時期のものと考えられる。後者は明治二十三年七月廿一日付とみられるから前者もそのころのものであろう。但し内容そのものは当時のものとは即断し難く、家譜作成時以降の一時点のものとみるべきであろう。即ちその時点で末川家には一九巻の成巻文書があつたとみられる。その内訳は五巻が後掲の「新城島津家文書」であり、残り一四巻中八巻は小巻とあるのみであるが、あと六巻はそれぞれ題名が付されており、三巻が龍伯（義久）の発出地別の新城宛書状、二巻が島津家歴代貫久以降光久発出の書状、一

巻が某殿三名の書状となつており、共に現在所在不明の文書である。ところがこのうち家譜巻一には右の三巻にもう一卷加えて「竜伯公より新城懐江被遣候御自筆之御文四巻」として総計一一七通の文書の存在したことを記しているのである。何れにしても越前島津家文書の他に義久関係文書の多くが本家の垂水家ではなく、庶家の新城家に伝存しているということが、義久家統を継承するという矜持の支証となつていたといつてよいであろう。なおこの件についてはさらに今後の検討を要しよう。

一三二—一三四は明治二十九年二月に末川家から島津家へ文書八巻が譲渡されたことを明示する史料で同文書こそ「旧記雑録拾遺 家わけ十」所収「新城島津家文書」（東京大学史料編纂所蔵「日向佐土原島津文書」）に他ならない。但し、島津家から東京大学史料編纂所に移管された時期、経緯については不明である。また文書本文は掲出しなかったが、一三五—一三七では末川家でも手鑑（家譜所収文書を含むか）等所蔵史料の評価処分等について関係者に委嘱していることがみえ、明治三十三年以降、所蔵史料の巷間への流失も否定できない（一四二以降の末川氏日記にも若干関連の記述がみられる）。同上「新城島津家文書」（黎明館所蔵「垂水島津家文書」）もその一事例であろう。

一方、一四〇・一四一に於いてみた如く、末川家自体の史料の保存整理への努力もうかがわれ、今日なお相当数の同家文書が伝存し、今後の研究（たとえば中世より近世に至る間の地方権力の変遷、推移の歴史、近世支配体制整備の実情等の説明）に貴重な資料を提供されていることにはあらためて深い感銘を覚えずにはいられない。

なお蛇足ながら義久二女新城の呼称として「お玉」の名が郷土史等に用いられているが、その名称は当時の史料には見当たらない。私見によればその元は或いは黎明館蔵の「新城島津家文書」の一島津家久書状等の宛名書「たる水にてまいる」のたるをたまと読んだ故かとも考えられる。一案として記しておく。

終わりに参考資料として本巻全編を通して掲載分の史料点数と、文書について『旧記雑録』に収載済のもの、未収載のものとの点数及び略系図を示しておく（表参照）。

『家わけ十一』掲載文書内、文書・記録・記事等点数

文 書 名	文 書 数		系図・記録 ・記事等	目録上史料 数	掲載史料数
	(収載)	〈未収〉			
桂家文書	18 (6)	〈12〉	2	18	17
末川家文書	160 (15)	〈145〉	16	151	115
末川家文書 家譜	502 (10)	〈492〉	5	400	378

- 注1 収載とは「旧記雑録」収載文書を示し、未収とは「同」未収文書を示す。  
 2 掲載史料数とは、『家わけ十一』内で掲載した重複分を除く史料数を示す。

(追 記)

成稿後、家譜巻一所収、元和四年五月七日の比志島貞外三名連署手形写に相模守信久(久信)より江戸城普請の竹・柱・筵等献上(その経済力がうかがえる)の使者を勤めた家臣安楽休左衛門の名がみえるが、その子孫のものとみられる関係史料がはからずも黎明館寄託史料中に存在を知った。

それには右正文の後に、「右御手形者 公方秀忠公江戸御城御普請之節、相模守信久より竹・柱・筵<sup>等</sup>献上之節、安楽休左衛門使者相勤、江戸江参り献上物之首尾 御老中様方へ申上候而右之品御普請方へ相納申候、其後 御奉書御渡之節者 御城江上り御老中様方へ御目見仕、白銀三枚頂戴仕候、外二又諸国諸浦通船之御手形管通有之、親長右衛門代迄者伝来候処ニ如何仕候哉、致紛失候、然者親覺之俣書付置申候間、左ニ記置者也」との、同年月日の内容の似通った、但し文言のかなり異なった手形写が記されており、その筆跡は正に家譜のそれと一致するのである。このことにより家譜の執筆者は右寄託文書の筆者と同一人で、前述推定の通り安楽兼能(了菴)としてよいのではあるまいか。

また、山口九十郎は幕末郡奉行として活躍した同名人の養嗣子と思われる。山口九十郎には他に大正五年調査の「文禄慶長両役朝鮮在陣中之薩軍戦死者及病死者名簿」「文禄慶長両役薩軍之戦蹟概略」(鹿児島県立図書館所蔵)作成等の業績がある。

(五味 克夫)



## 例 言

一 本書は、「桂家文書」「末川家文書」「末川家文書 家譜」を収め、「鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ十一」として刊行するものである。本書の底本とした史料名と所蔵を掲載順に示すと次のとおりである。

史料名	所 蔵 者
桂家文書	桂 甚悟氏 (鹿児島市)
末川家文書	末川久若氏 (鹿児島市)
末川家文書 家譜	末川久若氏 (鹿児島市)

一 総合的な史料名の表記は、原則として本来の氏姓に従って「〇〇家文書」とした。文書の配列については、五十音順とした。

一 個々の文書や記録などの掲載にあたっては、成巻されたものや編さん物については原則として底本の収載順に収め、それ以外の年代推定できるものは編年順に掲載し、通し番号を文首に付した。

一 ア 「末川家文書」 収載文書は近世中期までを原則として掲載し、重出した文書は省略した。

一 ア 補充・挿入箇所は▽ △及び◇で示した。

一 イ 原文書又は旧記雑録にない字句については、原則として該当箇所を「」で囲み、その右側に典拠史料を示した。



また、漢字・かなの相違については、原則として逐一付さなかった。補充や校訂に使用した典拠史料は、次の略号で示した。

旧記雑録 ⑩

島津家文書（東京大学史料編纂所蔵）◎

新編島津氏世録正統系図（東京大学史料編纂所蔵）⑫

新編島津氏世録支流系図（東京大学史料編纂所蔵）⑬

新城島津家文書（東京大学史料編纂所蔵）㊦

末川家文書家譜〔第二卷〕㊧

本田家文書（島津家文書新長持）（東京大学史料編纂所蔵）㊨

エ 「末川家文書 家譜」〔第二卷〕については、〔第一卷〕と重複している箇所は省略し、〔第一卷〕は〔第二卷〕により補充・校訂し、一々典拠を示さなかった。なお〔第二卷〕に無い場合は「」、異なる場合は「」で該当箇所を示し、注を付した。また〔第二卷〕における収載箇所若干の相違については一々示していない。

オ 「同」〔第六卷〕については、〔第一卷〕と重複している文書は省略した。

一 刊行にあたって、文書の体裁をおおよそ次のように統一した。

ア 原注や文書中の異筆・補筆は、原則として「」（墨書）、「」（朱書）で囲んだ。

イ 文書の年月日・差出所・宛所の位置などは、原則として底本の体裁に従った。

ウ 文書・記録・記事には、適宜読点「、」および並列点「・」を付した。

エ 文書・記事の冒頭部にある「○」「●」「●」「●」印は、底本の体裁に従った。

一 原本の磨滅虫損は、字数を推して□または□□□□を以て示し、判読不能な文字については■で示した。

- 一 頭注や行間の書き込みは、原則として底本の体裁に合わせたが、書き込みが長い場合は※印を該当箇所にし、関連箇所の本文後に適宜まとめた。
- 一 見せ消は、その文字の左側に「く」を付した。
- 一 合点は右肩に「」で示した。
- 一 系図中の系線等については、一部朱線について注記した。
- 一 編者の付した注は、原注と区別するために（ ）で囲んだ。
- 一 欠字・平出・台頭などは、原則として底本の体裁に従った。
- 一 原文中の送り仮名は、一部を除き省略した。
- 一 原文中の返り点については、原則として省略した。
- 一 原文中の地名・人名・官名・年号などに施されている朱引は、全て省略した。
- 一 変体仮名は現行の平仮名に改めたが、江、而、茂、者、与など一部はそのまま用いた。
- 一 漢字は一部の異体・略・俗字を除き、原則として底本の用字に従った。
- 一 当時一般に使用された文字のうち、次のようなものはそのまま用いた。
  - 方(訪) 吊(弔) 販(婦) 弾(驪) 筭(算)
  - 吳(異) 早(畢) 亶(事) 躰(体) 刁(黃) 帑(紙) 芘(州) 逃(逃) 季(年) 广(摩) 麋(鹿兎) 仝(同)

# 旧記雜録拾遺家わけ十一 目次

解題	1
例言	15
目次	18
桂家文書	一
末川家文書	九
末川家文書 家譜	
〔第一卷〕	六五
〔第二卷〕	一七〇
〔第三卷〕	一七九
〔第四卷〕	二五七
〔第五卷〕	三三三
〔第六卷〕	四〇五
文書目録	四七三

桂  
家  
文  
書

1 尚以帖佐へも此旨申渡候、油断有ましく候、

高麗表弓箭ニ相定ニ付而、我等上洛今暨差延、渡海之軍  
衆糧物等可申付之旨、京都より承候、殊更朝鮮よりも兵  
糧見續之由候之處ニ、或者船無之由を申、或者利囁かま  
しく延引候て、<sup>④</sup>可為曲事候、船於無之者、賃船を用意仕、

早々千五百人程者先以渡海可仕事肝要ニ候間、此等之儀  
堅可申付候、爰よりハ佗など之儀、曾以請付ましく候、  
然者急度番衆糧物可差渡事別儀有ましき段、墨付今度可  
差上候、為後日直書如此候、恐々謹言、

(天正十九年) 拾月 龍伯判

(正親) 本田六右衛門尉殿

元集、久信 伊集院肥前入道殿

(忠助) 桂太郎兵衛尉殿

〔本文書ハ旧記雜錄後編二九七八号文書ト同一文書ナルベシ〕  
〔本文書ハ旧記雜錄拾遺家わけ十本田家文書・島津家文書新長持九号文書ト同一文書ナルベシ〕

2 此表在陣之大名衆へ今度被成 御朱印、赤國御働之次第、  
御人数備等被入御念被 仰下候、然者當手之軍役可為壹  
萬人由、被 仰出ニ付而、人数立増之儀申遣候、就中鹿

児嶋方格之儀、為両三人入精、七月中必參陣候様ニ可申

儀簡要候、別而乘馬衆於無人者、外聞不可然儀候間、其  
才覚題目之旨、<sup>伊集院忠棟</sup>幸侃へ申遣候間、定濱市方・帖佐方・鹿  
児嶋方銘々ニ可被相觸候、其地方格之人数并馬早々渡海  
此時候、縦人数等丈夫ニ雖申調候、於遲陣者不可有其詮  
候間、早速出船候やうに可申付候、惣別其地之儀遠慮而

已ニ在之而、何篇於事延者、三人曲事ニ可相究候、猶三  
<sup>重徳</sup>原諸右衛門尉へ申合候間、熟談尤候、謹言、  
(慶長一年九) 五月十一日 忠恒判

桂太郎兵衛尉殿

本田六右衛門尉殿

相良新右衛門尉殿

〔本文書ハ旧記雜錄後編三二二七号文書・二同附録三二二七号文書ト同一文書ナルベシ〕  
〔本文書ハ旧記雜錄拾遺家わけ十本田家文書・島津家文書新長持二二八号文書ト同一文書ナルベシ〕

3 先度三原諸右衛門尉差遣候刻、細々申越候間、定可得其  
意候、奥入弥治定候由候間、人数馬等之儀、早々渡海さ  
せへきたため、<sup>信五</sup>八木民部左衛門尉・関帖右衛門尉へ申合遣  
候、若幸侃於上洛者、為両三人、兩人へ口柄聞届、折角

可入精候、少も於油断者國家之滅亡ニ可相究候、具口状

ニ達候間、不能書載候、謹言、

(慶長二年乙)

五月廿三日

(島津家久)  
忠恒判

桂太郎左衛門尉殿

本田六右衛門尉殿

相良新右衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雑録後編三三三二九号文書・「同付録三三七号文書ト同一文書ナ  
ルベシ」  
(本文書ハ「旧記雑録拾遺家わけ十一」本田家文書・島津家文書新長持)二七号文書ト同一  
文書ナルベシ)

4 桂神祇平佐城防戦之事

天正十五丁亥春、太閤秀吉公薩州江御發向の刻、川内平  
佐城にハ桂山城守忠助于時廿九歳籠城し、小勢をもつて太閤四  
の猛勢を引受防戦あり、上方勢ハ目に餘る大軍にて城を  
二重三重に取囲責戦ふといへとも、様々計策をめぐらし、  
手組手配を能して是をふせく、大手の前より北の方ハ沼  
田なりしを、一面に水をせき入池となし、又かの沼の内  
に水をたゝへす、白砂をまきちらし、一通り道作りして  
城の人数其道を堅横馬を乗けるを、寄手平地と心得、無  
二無三にかゝりけるゆへ、多勢沼にはまりし所を城内よ

り切て出、多人数討取、然るといへとも猛勢なれハ、  
かゝる事を物の数ともせず、先手を進め大手ウラヤテ搦手より責  
上る、大手口は忠助、搦手口には内室これをかため、諸  
軍をいさめ弓鉄炮を透間なく打出させ、忠助走廻りて下  
知をなす、此室ハ上井武蔵守兼董兼の娘にてよにかしく、  
召仕の女ともに粥を煮させ、持口ウラヤテの人数にはこはせ、  
又敵つよく責上る時は箕をもつて灰を振出させける故、  
寄手目くらミ猶豫する所を、弓鉄炮にて射させ、大手搦  
手ともに色々手立をなし防き戦ふ、然るに一色威たる  
武者一騎矢玉のしけきをいとわす、甲をかたむけ大手口  
より目に立て責上る、忠助の家臣神田橋安藝子孫嫡流 桂家ニ有大  
手口堅の人数にて強弓なりしかハ、かの武者を目に掛押  
下しに二矢三矢放といへとも、実能鎧とみへて其印なし、  
安藝不圖智謀をめぐらし、つがふたる矢をはなさず、し  
はし認居たるに、かの武者矢のきたらさるにより、城内  
をみあくる所を思ふ矢坪を射けるゆへ、此矢に痛たをれ  
し所を、同家臣牧参河子孫 安藝同、城を出て首を取、是ハ先手の 大将小出出  
雲守殿也、大手口ニ葬 茶縁園と云ふ所塚有上方勢荒手を入替々責といへとも、  
城中少もひるむ色なく、様々手立を替、堅固に城を持堅

しに、

義久公御和融あるにより、忠助も下城す、然るに四月廿

八日

秀吉公忠助を召出され、籠城堅固の御褒美として、御脇  
差一腰拜領、長巻尺八寸六部、銘宝壽、忠助至其時着用のよろひ黒糸お  
とし胴に日の丸の朱紋有、嫡流桂家に格擧(禮)なり、

5 石原賀右衛門尉方就侘言ニ、先日厥身其許へ祇候之砌、

我々書状差添候、其刻御返事として承候ハ、我々分別次  
第の由被仰候、併石原方申候モ無公役欵、又者切米被下  
候する欵、双方ニ巻ケ条者落着仕度之由也、殊從 御家  
門様茂石原事者公儀役共仕候者之事ニ候之間、到貴老ニ  
彼仁為ニ罷成候様、我々申遣候由候、兎角御報次第二(得其)  
心候へく候、(恐惶) 謹言、

季秋三日

桂太郎兵衛尉

忠詮(花押)

(忠助)

伊肥前入道

元巢(花押)

(久春・久信)

幸侃様

参入御中

6 猶々相新右殿も同前ニ可被成候□□ニ而隙入事候

間、拙者一人□□申候、以上、

高麗表ニ江南仁指出て御一□□事之由相聞候、就夫御談合  
申度由□□間、早々此方へ御越可有候、鎌田雲、(政近)亦も此元へ

御座候間、夜白無隙談合最中候、早々可□□(被越事)肝要候、

いさ、か油断有間敷候、恐々謹言、

桂太郎兵

忠詮(花押)

(忠助)

□月廿八日

濱田□(辰部)左衛門尉殿

参

7 □□ 覚

此間者両品□□忝怡悦之□□為其以使□□、以上、

松右近将監

□□廿四日

(桂)

織部殿

8 □□者御入来、殊□□馬代預御持参、欣然之至候、為謝

礼如斯候、以上、

(本文書ハ、桂家文書)中ノ同案文ニヨリ補フ

〔月廿九日

桂織部殿

(田沼意次)  
田主殿頭

(二号カラ八号文書ハ一卷ニ裝潢サル)

桂殿

上井神五郎 休雨齋 川上三河入道

里兼 旅庵

肱枕

一御文書

一通

文祿五年十二月廿一日

惟新 御印判

一同

慶長五 十月十日

一通

忠恒 御判

一同

慶長八年十一月十一日

一通

伊勢兵部少判 比志嶋紀伊守判 町田圖書判

一同

元和二年十二月十六日

一通

喜入摂津守判

一同

十月廿三日

下野守判  
伊勢兵部少輔判

一通

右之物数、御用ニ候之間可被為差出候、左候而、壹岐源  
左衛門殿・川野長右衛門殿御文書改座へ可被相渡候、此

等之旨為我々可申渡由、從御老中被仰ニ付如此候、以上、

新納(久正、久下)又左衛門(花押)

三月廿八日

嶋津中務(久茂)(花押)

10 又七殿御陳所之小屋此許へ御なをしのよし承候、もし

〈其内御用ニ立ぬとも候ハ、一二問のそま敷候、何

様にも貴所御分別候ハ、可畏入候、子細之儀御返書奉待

候、恐々謹言、

卯月廿二日

椀兵太

規久

(墨引) 桂殿

(まいるカ)

11 昨日者御出忝令存候、其節罷出不懸御目候、御目見へ

首尾能相濟、御大慶之段令推察候、何も面上可得御意候、

以上、

(寛文十一年)  
七月廿九日

(墨引)

より



桂式部様(久遊)

大久保右京亮(教勝)

12 封紙ウハ書

桂式部殿

久大和守

先刻者御入来之処、御城在之不能面談候、然者今日首尾好御目見忝之旨承届、珍重候、為其如此候、以上、

(寛文十一年)

七月廿八日

(久世広之)  
久大和守

桂式部殿(久遊)

13 急度令啓候、然者貴所御事、今度當 將軍様御世渡、被

進候其御祝儀之可為御使由 御意候間、其御心得候而、

(久幸)

町田圖書頭殿へ被成御談合、御進物等御持参尤候、最前

貴所御承候御使之儀者、江戸へ被罷居候衆へ可然由候間、

定而圖書頭殿より可被仰付候、委者、面高主馬首殿可被

申達候、恐々謹言、

比志嶋宮内少輔

(元和九年)  
十月廿三日

國隆(花押)

伊勢兵部少輔

貞昌(花押)

喜入撰津守

忠政(花押)

下野守

久元(花押)

桂山城守殿(忠能)

御宿所

(本文書ハ「旧記雜録後編四」一八二五号文書卜同一文書ナルベシ)

14

封紙ウハ書

桂太郎兵衛尉殿

忠恒

(宇喜多秀家)

今度備前中納言殿就上洛、其方可相付之由俄申候處、片

時不及思案令領掌、不移時日打立、感悦此事候、然而路

次中入念無恙早々上着候故、公方様御前無吳儀相濟、

播當家之面目候、此等之忠節、永々不可有忘却候、仍脇

指信國遣之候、謹言、

慶長八年十一月十八日

(島津家久)  
忠恒(花押)

桂太郎兵衛尉殿(忠助)

(本文書ハ「旧記雜録後編三」一八八九号文書卜同一文書ナルベシ)

15 今度美濃國関か原之合戦致粉骨、從其伊勢・近江・伊賀・

大和・河内・和泉ニ至り、帰國之路次傳、片時茂側を不

相離、被抽奉公之段、神妙之至、尤感入候、仍知行貳佰

石遣之候也、

慶長五

拾月十日

桂太郎兵衛尉殿

(島津義弘)  
惟新

(黒印)

(本文書ハ「旧記雜錄後編三二二三〇号文書下同」文書ナルヘシ)

16

知行目録

薩州覺嶋郡

西田村之内

高三十石一斗六升六合

畠中之門

隅州姫城

高六拾九石八斗六升七合 堀之内之門

合百斛三升

右知行之事 田坪字等 全被充行畢、女人之奉公人へ知行被

遣儀雖無之、

御姫様御側へ依被付參、如此 (被) 仰出候、忝被為領知、

弥御奉公可為肝要候也、

伊勢兵部少輔

元和二年十二月十六日

貞昌(花押)

比志嶋紀伊守

國貞(花押)

町田圖書頭

久幸(花押)

御客人

(九号カラ十六号文書ハ一卷ニ裝讀サル)

17

(封紙ウハ書)

「 文書壺通入

(本文書ハ五号文書ト同文ニツキ省略ス)

17の1 右書附、御軍賦役伊地知小十郎殿ヨリ於

御殿借用いたし是写置物也、

嘉永二年酉正月十四日

桂岩次郎

藤原久微

薩州  
平佐城

右者、大隅守曾祖父修理大夫義久代天正十五年四月廿八

日、秀吉公當國江御打入之時、先手小西(行長)撰津守殿・脇坂

中務大輔殿・九鬼大隅守殿(嘉隆)杯(少カ)ニ而被成御攻候、城代義久

家来桂神祇忠助与申者強防落不申候処、義久於日芴高城

目白坂、同月十七日一戰之後、高野木食上人・安藝之安

國寺杯之取噉ニ而和睦ニ成候ニ付、神祇可致下城之旨、義

久より申遣候ニ付城を明除候、則 秀吉公御前江神祇被

召出、御腰物致拜領候、日州口之大将羽柴美濃守殿にて

候、其先手黒田官兵衛殿(季高)・宮部善祥坊杯後攻押トシテ目

白ニ被成陣候、義久并義弘・中務少輔家久杯攻之候得共、

美濃守殿大軍ニ而後攻被成候故、義久被失勝利候、高城

之城代者義久家老山田越前有信与申者ニ而御座候、

右平佐城之儀、天和元年之秋九州筋御廻國之 上使

奥田八郎右衛門殿(忠信)・戸川全之助殿(安成)・柴田七左衛門殿(康能)

御當國御巡見之砌、古戰場并有名所、書記被差出候

様ニ与御座候付、從御老中数ヶ所御書記被差上候内ニ

而御座候、其節 上使様江拙者儀為御用聞被召付候

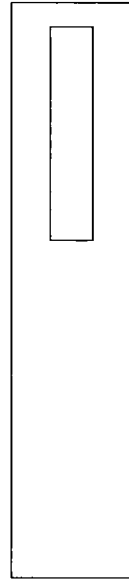
故、右之御書付御三人様江銘々ニ差上候、依之書写

可致進上之旨承候付而如此御座候、以上、

天和二年戊五月七日 平山(武徳)勘兵衛

末川家文書

(卷子表紙)



1

夫按當家之代々、自忠久至家久殆二十代也、予幸及八十餘歲、近代見他家之盛衰、歴々如見目、而或殆涸盡、或有如亡、瞬息之間、化烏有去矣、或称一士、而不擇家之貴賤、以我之有才覺、領莫太之知行、其勢雖似與家國、不用旧邦之例、是故、朝興而夕亡、終為花力權辱之夢矣、雖然、當家無異儀而美譽振世者、以日本神國而率由旧章也、由此觀之、一士以無重代之臣無諫諍之賢、任心之所之、捨古賞新、不敬佛神、使民不以時、用人不以道、因失往古之政、天罰不遁者乎、當家代々信心堅固、家臣繁榮者、崇佛神敬先祖、修武略勤文教加忠節、以故國代益隆也、自今以後、嗣而守家者、愈守此旨、不可乱國家之行義、抑予辱為義久公之舍弟、自少之時委身於弓箭之事、奉命於危難之間、数十年之中不舍晝夜、始挿懷遠柔近之心、終思見危授命之義、是

故、東戰西伐匪啻日本國中、着一戎衣而在朝鮮者數歲、斬敵立功、竟逢天下泰平國家安穩之時、惟實生前死後本懷也、以事之次、予武功之趣、略記之者也、

一天文之比、薩隅日之國人等、挿逆、心令蜂起方々、因茲可有誅罰逆徒由、貴久公依御進發、先着陣岩劔、逆徒亦回狼心之謀、催多勢企伏兵欲得勝利、予於是不量軍之吉凶、忽引卒陣中之軍兵、不止足懸入、追散方々、討亡數千之強敵、得大利畢、然者逆黨等放火岩劔落去矣、自尔三年在番岩劔、于時天文廿二年癸丑マ三月晦日、予年十九歲也、

一蒲生之本城岸高谷深、四方無地續而易依難攻、差通蒲生可攻松坂之要害之由令評定、予忍寄而見彼要害之模樣、茂架籬・乱杭・逆茂木・城戸垂數多重有之、堅相構而可遂防戰雖成覺悟、猛勢押寄困四方、放火民屋、揚吐氣聲、自城內合吐氣聲、放矢打石如雨降、時刻移而難叶之間、自提三尺劔真前攻入處、武者一騎懸出渡合、予暫雖相戰、終討伏、取渠首畢、城攻終而見鎧之上、受矢四五ヶ所也、雖然不徹身、生年廿二歲分捕之初也、于時弘治二年丙辰三月十五日之事也、

一 蒲生之城為加勢、自菱刈取添陣依相支、于時永祿元年

戊午四月十五日、貴久公為御大將、薙拂薙廻之麦作、

押寄菱刈陣攻戰、然陣高山也、從陣放矢、如雨飛來、

中味方之壯士、從味方所射矢、難及敵陣、因茲、軍兵

徒費心力、忙然而難進、予於是着甲、真前攻入、諸卒得

力之、一同攻登、愛楠原名乘而渡、

(後欠)

(島津義久)

(花押)

永祿十一年卯月 日

4 一天道之恐感應迄、當家弥累代繁榮之事、

一 雖為若年、老成之志、可為後世賢聖之名譽事、

一 其身無不足被生付候、同者壽命長遠望敷事、此外二構

別義候者、

上者梵天帝釋四大天王、總日本國中大小之神祇、殊者

薩隅日諸神、新田八幡大菩薩、正八幡大菩薩、鵜戸大

悲權現、金峯山藏王權現、御神爵冥爵各可罷蒙者也、

仍此旨如件、

永祿七年 甲子卯月廿二日

日新(花押)

(島津忠良)

2 在櫛集とかく進候、心外候、殊更落字落行之為躰、中、

狼藉之模樣に候間、來春ニ被上國時書直し申度候、委事

宗岩かたより檣權左衛門尉まで申下候間、的便に可示預

(釋山久高)

候、かしく、

十一月十八日

(近衛信尹)

(花押)

嶋陸奥守殿

(島津家久)

3 色は匂へと散ぬるを我世誰そつねならむうののおく山け

ふこえてあさき夢ミしゑひもせず

一二三四五六七八九十

諸行無常 是生滅法 生滅々已 寂滅為樂

イロハニホヘトチリヌルヲワカヨタレソツ子ナラムウ  
キノオクヤマケフコ江テアサキユメシエヒモセス

5

奉寄進御料所播磨國河述北条瑞龍庵田畠事

合壹所 壹町坪付別帯在之、  
五段十代并山貳ヶ所、

右為 公方様御祈禱所奉寄進也、於彼田畠者不可有違乱

煩者也、仍状如件、

文安三年三月三日

(伊勢)  
兵庫助貞親(花押)

(ハリ懸)  
高氏公七代之孫義政將軍より  
御寄進高之證文也

瑞龍庵

(二号カラ五号文書八一巻ニ装綴サル)

(巻子表紙)

知行目録

肝付郡之内高洲村網巻帖分

一屋敷方但四ヶ所

合式反巻

(畝四歩)

分米式石壹斗一升貳合

一畝方

合八反五畝五歩

斗代五石壹升壹合八勺八才

右畠屋敷合壹町六畝九歩

分米斗代合七石壹斗貳升三合八勺八才

此地後年者別所江可被召替儀可在之也、

伊集院右衛門入道

慶長式年

二月十八日

鹿屋

御袋様

(忠棟)  
幸侃(花押)

7 下大隅之内芝原網巻帖分

一屋敷方但五ヶ所

合式反拾歩

分米式石六升六合

此地後年者別所へ可被召替儀可在之候也、

伊集院右衛門入道

慶長式年

二月十八日

鹿屋

御袋様

(忠棟)  
幸侃(花押)

8 又四郎殿

御袋様 御藏入

隅州肝付鹿屋之内知行方目録

中村之内

惣

高貳千四百六拾九斛四斗二升五合九勺一才

右之内 御藏入分

高貳千貳百廿七斛九斗八升四勺四才

此外ハ 又四郎殿 御藏入也、

慶長貳年  
八月四日

伊集院右衛門入道(忠棟)  
(花押)

右之地 公儀御軍役ハ丈夫ニ可被仰付候、國中御私之公  
役ハ被成 御免許由被 仰出候、為後證如此候、

9 又四郎殿  
御袋様 御蔵入

隅州肝付鹿屋之内知行方目錄

中村之内

惣  
高貳千四百六拾九斛四斗二升五合九勺一才

右之内御蔵入分

高貳千貳百廿七斛九斗八升四勺四才

此外ハ 又四郎殿御蔵入也、

右之地諸公役被成 御免許由被 仰出候、為後證如此

候、

慶長貳年  
八月四日

伊集院右衛門入道(忠棟)  
(花押)

10 又四郎殿 御蔵入

隅劔肝付郡鹿屋 之内知行 方目 録

本村 大圍

中戸村 吉本

高千六拾二斛五斗壹升六合 (二勺八才)

船隈村 大圍

吉本村

高五百貳拾斛三斗七升八合二勺九才

大窪村

高千七百七拾五斛六斗五升九合九勺九才

中村之内

高貳百四十一石四斗四升五合四勺四才

合參千石

慶長貳年  
八月四日

伊集院右衛門太夫人入道(忠棟)  
(花押)

11 大すみの國そお郡の内ミなど村目ろく

たか四百九拾五石余

右の地、隱居分の内たりといへとも、さきわけ合力と

してし配いたし訟、なを巨細かの使申達へく候也、

慶ちやう十五 (島津義久)  
十二月廿八日 りう伯(花押)

た、仍  
母儀

まいる



12 知行目録

高九百八拾三石七斗九合六勺七才 隅州肝付郡鹿屋之内 上之村

高貳拾石九斗六升三合三勺三才 右同 中之村之内

合高千斛者

右者、又十郎殿御知行之高壹萬千八百七拾四石之内より

為御隠居分被分置者也、

寛永四年 九月廿五日

比志嶋宮内少輔(花押)

喜入撰津守(花押)

下野守(花押)

(島津信久・久信) 相模守殿

13 知行目録

高千六百四石六升二合六勺六才 隅州肝付郡鹿屋之内 中之村

外十二石九斗六升三合三勺三才八 又十郎殿高之内二入、下大隅之内 南高洲村

高百六石七斗六升六合貳勺四才 右同所 新城村

高八百八拾四石八斗三升九合三才 肝付之内 野里村之内

高百五拾石六斗九升六合壹勺四才 庄内之内 梅北村之内半分

高貳百七拾八石壹斗四升二合 高原之内 江平村

高三拾六石者 右同所之内 大牟田村

合高三千七百斛者

右者、相模守殿御懷様為御知行令支配者也、

寛永四年 九月廿五日

比志嶋宮内少輔(花押)

喜入撰津守(花押)

役人中

「知行御目録八通」

(卷子奥書) (六号カラ十三号文書八一卷ニ裝潢サル)

14

興宗寺算田帳事

合 應永五年三月十六日

風田 三段卅代二所合 弥三郎 河田(作左) 彦六

丁田 二反册代内一反不作 五郎大郎 又二郎 大夫六郎大夫

ノキハ 二段 不作 覚圓 高田□ツケ 又四郎

神尾寺 一段 年作 妙義 町田 六郎大郎



今市

一段十代

即阿

丁田 二段

分田 三郎五郎

分田

六郎三郎

カンノウシ

祖道

廿代

廿代

十代

ハウケンノ  
弥次郎

来迎寺西

ひこ二郎

十代

弥次郎

中かハちの口

妙義

已二町一段廿五代

卅代

妙義

ほうしかつら

よしまくら

一段 本錢返

一段 本錢返

又二郎

同大御前庄さかいわ

一段 不作

一段 本錢返

又二郎

〔端裏ニハリ紙「貳拾七号」〕

15 一菊壽上之御事、あまりどこ共なく御さ候御事、笑止ニ候事、

候事、

一さつまにてのことくにてハ御さ有ましく候、御さらハ

しく御たしなミあるへき事、

一御めしおゆなときこしめし候時、あまり口をとたかく

御さ候、人のわらひ候する、然共御名茶なときこしめ

し候てハ、わさと口をとたかくめされ候と聞え候、そ

れさへ茶の湯者こう者などの免さるゝわさと見え候、

若菜ニハ似合ましき状と存候事、

典厩・又四郎殿口をと高く御さ候ツル、其孫とてもわ

る事ハ御承なく然るへく候、返々壹度たち候する座ヲ

両度ハ御こらへ可有之候、あまりくのミくれ候ハ、何事モ所之仁等之御かんおん可目出度候、

以上、



16<sup>01</sup> 嶋津庄大隅方肝付郡弁濟使兼石代子息兼藤申、背関東度

御教書、宛催臨時役、押取百姓身代、致川田狼籍由事、

三ヶ度相觸之處、不及是非散状<sup>⑨上</sup>、致訴訟於談議所、重

押取身代、令押領所帯等、結句被退出住宅之由、兼藤就

訴申、先可令安堵之由、<sup>⑨志</sup>四月一日相觸之處、不被叙用

云云、爰被上府彼兼藤日、犯科子細之旨、雖被申之、於

犯過事者、不及談議所沙汰之間、於守護方可致沙汰之由、

令問答早、所詮、度々觸申之處、終以無陳狀上、沙汰最

中、重<sup>⑨押</sup>取身代、追出住宅之条、無其謂、然者、先令安

堵本職<sup>⑨并</sup>住宅、可被糺返損物、猶以不被叙用者、載其子

細、可<sup>⑨注</sup>進候、仍執達如件、

正應元年七月廿九日

肝付郡地頭<sup>⑨ナシ</sup>(代)殿

少式經實  
沙弥御判

〔本文書ハ旧記雜録前編二一九〇三号文書ト同一文書ナルベシ〕

16の2

津庄大隅方肝付郡弁濟使兼石代子息兼藤申、兩條(幸力)府(御)下知事、

國地頭代背彼状云云、依其科改代官職畢、早任(幸)

府下知、令安堵本職、可糺返臨時課役色、損物也、

永兩度下知事、

同不叙用之云云、太招罪科状、早任彼状、可致其沙汰、

年、所當年貢者、遂結解、有未進者、明年中究(濟力)之、

可執進請取状也矣、

兩度於損物以下未進者、可為前司沙汰、至向後(所力)

務者、前司新司固守此旨、無違乱可致沙汰、若猶(致力)違

乱者、可改所帶之状、下知如件、

正應二年八月十一日 沙弥御判△

本文書ハ旧記雜錄前編一九二〇号文書ト同一文書ナルベシ

16の3

兩國肝付郡弁濟使兼藤申、當郡地頭尾張前司(人)道、鑿

代左衛門尉信行代官景行等押領所職、令出由事、

如宰府今年三月十八日注進状者、可令安堵本職并(任力)

宅之由、雖相觸、景行等不叙用之旨載之、仍擬有其沙汰

之處、道鑿令改易信行之上、任宰府下知、令安堵本職、

可糺返臨時課役色、損物等之由、今月十一日書与(状力)於兼

藤畢、此上者不及別子細者、依鎌倉殿仰、下知(如)件、

正應二年八月廿四日 陸奥守平朝臣御判

相模守平朝臣御判

津庄大隅方肝付郡弁濟使兼石代子息兼藤申(條)條

永吉名事

牟多田事

於公田跡者、可濟年貢之由、度、雖加下知、依田數

未不事行之由、兼藤所訴申也、所詮、為斷向後相論、

兼藤申請、以見作田百七十町内(七十町者、兼石當知行云、所殘九十町可返付本名也、)

平民守庄例、兩方可致沙汰矣、

野稻畠事

在家事

守嘉祿御下知、任文永下知、可致沙汰矣、

符倉事

停止地頭代押領、任文永下知、兩方可致沙汰矣、

地頭代雇仕鎮守神人事

右、可停止過分之儀也矣、

地頭代引籠數ヶ所屋敷由事

右、於平民跡者、可返付本名之由、度、加下知畢、不

可有相違、且兼石堀内小園一ヶ所地頭代押領之云云、事

實者、不日可返付也矣、

〔以カ〕前条々如此、向後更不可違此状、仍下知如件、

正應六年四月三日

〔名越道隆・公時〕  
沙弥御判

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一九七三号文書ト同一文書ナルベシ〕

16の5

大隅國肝付郡弁濟使兼石代兼藤申當郡所務條々事

〔右〕就宰府正應二年三月注進状、擬有其沙汰之處、〔地〕頭

尾張前司入道々鑿止違乱之由、出状之間、同八月被〔成〕下

知畢、而背彼状之旨、兼藤依訴申、今年四月〔重〕出和与状

畢、然則、任件状、向後更不可有違〔乱〕者、依鎌倉殿仰、

下知如件、

正應六年五月廿四日

〔北条宣時〕  
陸奥守平朝臣御判  
〔北条貞時〕  
相模守平朝臣御判

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一九七九号文書ト同一文書ナルベシ〕

16の6 〔天〕隅國

肝付郡任 関東御下知・御教書并宰府御施行旨、所打

渡于兼石、玖捨余町田地及在家狩倉以下事、

合

〔一カ〕西方村里付在之、 一岸良村里付在之、

〔一カ〕東方村里付在之、 一内浦村里付在之、

〔右カ〕任被仰下之旨、田地玖拾柒町玖段貳杖并在家狩倉〔所カ〕

打渡于弁濟使兼石、如件、

永仁三年二月廿八日

大介兼稅所篤秀在判

守護代左衛門尉實光同

〔本文書ハ「旧記雜錄拾遺家わけ」三肝付文書九七号文書ト同一文書ナルベシ〕

16の7 〔鱈〕

津庄大隅方肝付郡弁濟使兼石与美作守時家代盛真相論  
弁濟使職名田以下事、稱為難儀、〔注カ〕進不可然之間、所返  
遣訴陳状具書也、可被成敗之状、依仰執達如件、

正安元年七月三日

〔北条宣時〕  
陸奥守御判  
〔北条貞時〕  
相模守御判

〔金沢実政〕  
上総前司殿

〔本文書ハ「旧記雜錄拾遺家わけ」三肝付文書九八号文書ト同一文書ナルベシ〕

16の8

嶋津庄大隅方肝付郡弁濟使兼石今者死去、子息兼藤法師法名与尊阿

地頭美作前司時家代源盛相論弁濟使職名田等事、

右、訴陳之趣、子細雖多、所詮、當職名田等事取詮略之、地頭

御下知違背之咎、無所遁欵、然則於彼所職名田等者、為

別納、可令尊阿知行者、依仰下知如件、

延慶二年十一月十二日(金沢政願) 前上総介平朝臣御判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二二八号文書ト同一文書ナルベシ)

16の9

大隅國肝付郡弁濟使尊阿申所職并名田島等事、就度、下

知狀、被打渡處、地頭尾張幸夜又丸重押領之由、尊阿訴

之、而不實之旨、地頭代實性等所陳申也、所詮、於下地

者、不日差遣使者、可沙汰付于尊阿、至押領段者、為實

事者、為處罪科、糺明真偽可注進、且向後、猶有其煩者、

嚴密尋究、可被下知狀、依仰執達如件、

正和元年九月十日(北条照時) 相模守御判

(金沢政願) 上総前司殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二二五号文書ト同一文書ナルベシ)

16の10

大隅國肝付郡弁濟使尊阿申所職并名田島等事、度々下

知狀、地頭尾張守高家押領云々、而不實之旨、地頭代章重

陳之、於下地者、不日差遣使者、可沙汰付王尊阿、次押

領事、為實事者、可行罪科也、且之糺明真偽、急速可注進、

且向後猶致違乱者、嚴密可被尋沙汰之狀、依仰執達如件、

文保元年三月廿日(北条高時) 相模守御判

(金沢貞顯) 武蔵守御判

(北条照時) 遠江守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二一九号文書ト同一文書ナルベシ)

16の11

大隅國肝付郡弁濟使尊阿与地頭尾張前司高家代盛貞相論

所職名田以下事、就高家祖父尾張入道道鑿正應六年四月

三日和与狀、同五月廿四日裁許後、仕下知狀可沙汰付之

旨、度々被成御教書畢、爰尊阿則永仁年中御使打渡處、

堀内七八町之外者、地頭代皆以押領之由申之、盛貞又任

正應和与狀、於七十町者、立界避与間、尊阿于今所知

行也、無押領儀之旨陳之者、重差遣使者、於彼百七十町

田地者、尊阿領知歎、将又地頭代押領否、遂檢見除兩方

縁者敵人、尋問近隣地頭御家人、可執進起請文、若地頭

代押領之条、無所遁者、於百七十町田地者、地頭無異論

之上者、先可沙汰付尊阿、次地頭代先度分与彼田地之時、悉割取余田、以繩分出云云、云彼百七十町内余田有無、云惣郡田數、入部之次、遂實檢可注申之旨、可被下知者、依仰執達如件、

元應二年三月十一日

(北条高時)  
相模守御判  
(金沢貞頼)  
前武藏守御判

(北条高時)  
遠江前司殿

(本文書ハ旧記雜錄前編一二二七二号文書ト同一文書ナルヘシ)

16の12  
①大  
□隅國肝付郡弁濟使尊阿今者死去、子息兼尚与地頭①代盛貞相論

所職名田以下實檢事、守元應二年三月①七一日関東御教

書・去年五月廿一日御施行之旨、遂①其節畢、仍堀内四十

一町二段卅内打渡分八町、河南十七丁①山段中内打渡十三丁七段卅中、

□方小原大道ノ牛王作ヨリ西始良堺至マテ三十二町七段廿

中取要  
略之、

岸良村二十町六段廿中

内浦村四十六町二段卅

東方村三十九町四反中

以上、百七十町沙汰付弁濟使兼尚畢、至殘田地者、見取

帳歟、仍渡狀如件、

元亨三年四月十七日

敦胤在判  
盛秀在判

(本文書ハ旧記雜錄前編一二三三四号文書ト同一文書ナルヘシ)

16の13  
①大  
□隅國肝付郡弁濟使五郎太郎兼尚申所職名田①所并父尊

阿殺事由事、許狀如此、任元應二年三月①月十一日下知、元

亨三年二月、守護代盛季并稅所①小馬胤入部之、地頭尾張

前司高家代押領實否、餘田有無遂檢見、地頭代盛貞承諾

分百七十町者①馬打渡之、餘田段者而使雖注進之、于今不

被左右之、①兼尚連々訴申處、剩殺害尊阿、押領所沙汰

付之田地内云々、事實者、招重科歟、於殺害段者、各別①所

有其沙汰也、至押領田地及餘田事者、盛季進①注文云、嚴

密為有沙汰、来十月中可被執進之盛季等注進狀也者、依

仰執達如件、

正中二年六月廿日

(北条高時)  
相模守御判  
(金沢貞頼)  
修理權大夫同

(北条英時)  
武藏修理亮殿

(本文書ハ旧記雜錄前編一二四四一号文書ト同一文書ナルヘシ)

〔端裏ニハリ紙〕一拾壹号〕

（二六号文書八一巻二取ム）

覚

一 義久・義珍御赦免之儀忝存付<sup>〇四</sup>、不殘心底人質致進上、

并兵庫頭居城日向内にて候とて、御理不申明可申之由、

被及聞食候、左様候へは、兵庫頭可在之所不相定、可

迷惑候<sup>〇ナシ</sup>之間、右之飯野城ニ付、真幸郡又一郎ニ可取之

候事、

一 大隅之儀、物主可被作付ニ雖相定候、右両人始伊集院<sup>〔定標〕</sup>

無親疎躰被見及候<sup>〇ナシ</sup>之間、兵庫頭ニ大隅之儀可被遣と

思食候事、

一 此上者兵庫頭質物別ニ一人可出候、又一郎儀者御そは

ニ被召仕、自分之為部屋栖、真幸郡被下候、其上御扶

持方等上かたにて可被仰付候、左候へは、兵庫頭覚悟

相ちかひ候共、又一郎儀者不便<sup>〇ナシ</sup>被思召候条、人質

ニ成間敷事、

一 大隅之内伊集院右衛門大夫居城ニ付候一郡之儀者、最

前より右衛門大夫ニ被仰付候条、可得其意<sup>〇候</sup>事、

一 嶋津<sup>〔家久〕</sup>中務少輔儀、人質を出居城を明、中納言ニ相つき

上かたへ罷上、似合之扶持をうけ可有奉公<sup>〇之</sup>由、神妙

被思召候間、日向之内佐土原城并城付之知行以下あげ

候とて、可被召上儀ニあらず候間、是又中務少輔ニ可

被返下事、

一 嶋津右馬頭儀者、義久次第致覚悟、人質を召連御本

陣へ相越候間、向後まで彼城相立、本知無相違様兵庫

頭可申付事、

一 本郷儀、人質を出候ハ、大隅之本知不相違様<sup>〇ナシ</sup>ニ可

申付事、

一 日向之内ニ北郷當知行千町計在之由候、これハ國切之

事候<sup>〇ナシ</sup>之間、人質之外ニ子を一人、又一郎同前ニ相つ

めさせ、奉公於在之者、右之千町其身ニ可被下事、

一 面条ニ一ケ條於相背者、彼北郷<sup>〇可</sup>被成御成敗候<sup>〇ナシ</sup>之間、

得<sup>〇其</sup>意、彼城可取巻<sup>〇数</sup>人衆之事、

一 中納言・毛利右馬頭・備前少将・大友左兵衛督・小早

河左衛門佐・吉川治部少輔・宮部中務卿法印・蜂須賀

阿波守・長宗我部宮<sup>〔家政〕</sup>輔・尾藤<sup>〔内少〕</sup>・黒田勘解

由・嶋津修理大夫<sup>〔義久〕</sup>、同<sup>〔兵〕</sup>庫頭兩國之人數を召具取巻討

果可申候、左様候者、其跡職大隅之内之儀者、兵庫頭  
二可被仰付候事、

一右北郷於相背 御下知者、其面在陣之衆へ、悉不殘兵  
糧可被下候<sup>(マシ)</sup>之間、可得其意候、猶安國寺<sup>(意連)</sup>・石田治部<sup>(三成)</sup>  
少輔可申候也、

<sup>(天正十五年)</sup>  
五月廿六日 御朱印

嶋津<sup>(義弘)</sup>兵庫頭とのへ

〔本文書ハ「旧記雜録後編二三三四号文書ト同一文書ナルベシ」  
〔端裏ニハリ紙「一六号」〕

18 其方本知事、如先々全領知不可有相違候也、

天正十六

九月十日 <sup>(豊臣秀吉)</sup>  
<sup>(花押)</sup>

嶋津右馬頭とのへ<sup>(以久)</sup>

〔本文書ハ「旧記雜録後編二五一八号文書ト同一文書ナルベシ」

18の1  
<sup>(裏書)</sup>

右表 太閤秀吉公 御内書、嶋津美作殿江大田小平次殿<sup>(以久)</sup>・  
坂元平右衛門殿を以令進候、依之写置候、為後證如件、

寛文八年申十一月十九日 嶋津權十郎<sup>(忠顯)</sup>(花押)

19 〔封紙ウハ書〕  
嶋津美作殿 嶋津權十郎

留

一從 太閤秀吉公天正十六年九月十日、嶋津右馬頭殿江<sup>(以久)</sup>  
本知安堵御直判之御内書卷通、

一從 関白秀次公 近衛殿御下向之刻、嶋津又四郎殿江<sup>(影久)</sup>  
被為給候文録<sup>(録)</sup>三年卯月十三日之御朱印卷通、

一從 修理大夫義久公又四郎殿江帖佐郷可有知行之由、  
永録<sup>(録)</sup>八年八月廿四日、御直判之御證状卷通并御家一流  
之系圖卷、

右者、我等所持仕文書之内、貴様御家重寶三可罷成之  
由、大田小平次殿被見届候間令進之候、此外可立御用  
文書無之通小平次殿被申候、仍證状如件、

寛文八年申十一月十九日 嶋津權十郎<sup>(忠顯)</sup>(花押)

嶋津美作殿<sup>(以久)</sup>  
参

〔端裏ニハリ紙「一九号」〕



20 一從 太閤秀吉公天正十六年九月十日、嶋津右馬頭殿江

本知安堵御直判之御内書壹通、

一從 関白秀次公 近衛殿御下向之刻、嶋津又四郎殿江

被給候文録三年卯月十三日之御朱印壹通、

一從 修理大夫義久公又四郎殿江帖佐郷可有知行之由、

永録八年八月廿四日御直判之御證狀壹通并御家一流之

系圖壹卷、

右者、御方所持文書之内、今度大田小平次殿被見届、

我等家之重寶ニ可罷成之由候而被遣候、先以欣然之至、

致受用置候、此外可達用所文書無之通令承知候、仍返

證如件、

寛文八年申十一月廿三日

嶋津美作(久徳)花押

嶋津權十郎殿 参

(端裏ニハリ紙)「拾号」

20の1

(封紙ウハ書)

嶋津權十郎殿

参

嶋津美作

(本封紙ハ二〇号文書ヲ收ムト推定サル)

21 口上覚

私家ニ從前々越前嶋津周防守忠綱以来之系圖并文書數十

通持来候、養父(忠禮)又助儀、故玄蕃殿弟(忠紀)ニ被仰付置候、然

者又助存生之内より、越前嶋津一流之跡目被仰付被下度

由可奉願与内々存居候処、終ニ願不得申上、追付相果申

候、右之段又助代ニ召仕候者共申候、養父念願之儀ニ御

座候得ハ、奉願候通ニ被仰付被下度奉存候、尤故玄蕃殿

庶子ニ而罷居候へハ、願之通被仰付候而茂繼来候家断絶

仕儀ニ而無御座候條、被遊御免許被下候様ニ奉願候、右

越前嶋津系圖并文書之儀者、先年御文書方江差出申、本

書者被返下置候ニ付、此節又々系圖并文書掛御目候、嫡

流之儀若差合申儀茂於有之者、御見合を以庶流ニ被仰付

候様ニ奉願候、以上、  
(元禄元年)

四月三日

嶋津(久徳)壹岐

(端裏ニハリ紙)「八号」

22

御口上覚

今日高橋左門殿御取次ニて、嶋津中務殿(久徳)より御返事とし

て有馬市右衛門江被仰聞候者、嶋津壹岐殿より越前嶋津

系圖并文書御指出被成、御申分之段御相役中御相談被成候處、御立前之儀ニ候へハ、此節者御申被成儀難被成候間、重而御下向之節御申可被成儀者御心次第之由

ニテ、御口上書并右御文書惣様御返シ被成候事、

(元禄二年)  
巳聞

正月六日

23 口上覚留

此方家ニ越前嶋津家系圖等持傳候、此節御用候間、可差上旨被仰出候ニ付、則差上申候、右系圖持傳候様子、

家ニ申傳候者、龍伯様御本腹之御姫新城様者、嶋津

(影久)守右衛門江御縁与ニ而御座候、就夫御假粧用として高三

千七百石御給、其内ニ新城を御持留之一所ニ被仰付候、

國分様御儀ハ 新城様御妹様ニ而

被成御座候得共、(家久)中納言様御簾中様ニ而御本家御相

續被遊候、新城様者御姉ニ而御座候処ニ、別家ニ御縁

中ニ而御不足ニ可被思召候間、題目之御系圖を御形見ニ

被進置候間、後來御子孫へ此御家を御相續可被成由ニ而、

龍伯様より御手渡ニ御給之由候、其後 中納言様御本腹

第二之 御姫様、御幼少之時分 中納言様より 新城様

へ御子分ニ被進候、左候而、御姫様御腹ニ又介出生ニ而

候故、新城様御幸ニ被思召、右系圖之一流相續之御願

御申可被成与被思召候処ニ、無間茂御病死ニ而御座候、又

介儀茂右一流之跡目願之儀可申上与内、存居候処ニ

早世故不申上得之由、(禮)普代召仕候者共より委細申聞せ候、

右之趣ニ而御座候ニ付、去々季以口上書右系圖一流嫡家

之儀差合申儀御座候ハ、御見合を以庶流ニ被仰付候様

ニ奉願置候、弥何とそ奉願通被仰付候様ニ宜被仰上可

被下候、以上、

(元禄八年)  
三月朔日

(久世)  
嶋津壹岐

23の1 右口上書、佐多豊前殿分トシテ系圖三通箱ニ入相添、村

(程野)田伊左衛門を以差出申候、尤三通共ニ写仕差置申候、以

上、

但豊前殿直ニ於評定所御請取被成候、

元禄八季亥三月朔日

(第三紙裏ニハリ紙)「拾貳号

参枚」

(点線ニヨリ縦目ヲ示ス)

24 口達之覚

越前嶋津系圖被差上候ニ付、口上書を以被申出候趣達

貴聞候処、口上書之趣被 聞召達置候、此儀付而ハ 御

發駕之時節候間、被 思召趣も候得共、先被相扣置候、

御中途江戸より 思召之程可被 仰出候旨 御意候間、

此旨壹岐江可被申達候、以上、

(元禄八年)  
三月六日

(正徳元年) 石井中納言

七月廿九日 行豊

(久雄)  
嶋津備中殿

26 智性院殿御死去之由承及、絶言語存候、為御悔如此候、

謹言、

石井右衛門督

(正徳元年) 七月廿九日 行康

嶋津備中殿

24の1 右之通、佐多豊前殿より以御書付被仰達候間、御覽可被

置候、以上、  
(元禄八年)

亥

三月八日 村田伊左衛門  
(経智)

嶋壹岐様

(彌裏ニハリ紙)「拾五号」

(正徳元年) 平松少納言

時春

(久雄)  
嶋津備中殿

27 智性院殿御病氣御養生不相叶、去ル廿日御死去之段承之、

絶言語候、其許可為残念与察入候、為御悔如此候、恐々

平松少納言

(正徳元年) 七月廿九日 時春

嶋津備中殿

28 智性院殿御死去之由承、驚人絶言語存候、為御悔如斯候、

謹言、

平松少納言

(正徳元年) 七月廿九日 時春

嶋津備中殿

25 (光久女・織田信盛夫人)  
智性院殿御死去之由承、驚人絶言語存候、為御悔如斯候、

謹言、

28 写

嶋津御名字二男以下迄名乗せ候儀、前々より御氏族ニ而

も、島津之御称号御免候儀者別而重キ御事候間、向後二男以下者別号を名乗せ度候、願之通被 仰付候ハ、御名字名乗せ来候面々江申通、二男以下者何れも別号を名乗り候様ニ可仕之旨、島津大藏殿・島津將監殿・島津帶刀・島津内膳(又兵)より願之旨達 貴聞候処ニ、島津名字之者別ニ替名字無之者ハ願可申上候、 御前より名字可被下旨被仰出候間、右之趣承知被仕、自分名字無之面々者願被申出可然候、當時二男無之候而も、右願之儀者被申出、是又可然候、以上、  
(正徳元年)  
十一月廿日

写

親 川上久馬  
明 嶋津大藏殿  
尚 嶋津圖書殿  
季 嶋津内膳  
豊 嶋津内記  
直 嶋津備前殿  
清 嶋津將監殿

廣 嶋津助之丞  
時 新納四郎左衛門  
資 椀山助太郎  
資 嶋津筑後  
勝 桂太郎  
記 嶋津頼母殿  
房 嶋津求馬殿  
營 喜入右衛門  
俊 町田郷九郎  
俊 伊集院藏人  
用 嶋津伊織  
用 大野七郎大夫  
用 吉利奎右衛門  
豊 義岡左平太  
用 嶋津六郎次郎  
右人数、嫡子迄ハ代々久之字御免被成候、二男よりハ此節被下候字を用可申候、庶流之内當時之依格式、嫡子計ハ代々久之字御免被成候人有之候、其二男よりハ尤此節被下候字を用申答候、其外之庶流之儀者勿論、今度嫡家

写

江被下候字を名乗候様可被申聞候、以上、

(正徳三年)

三月廿五日

(本文書ハ「旧記雜録追録三二」九三の2号文書ト同一文書ナルベシ)

嶋津帯刀

嶋津新八

北郷作左衛門

嶋津市太夫殿

嶋津内蔵

伊集院半右衛門

嶋津彦太夫

川上孫八

嶋津左内

川上縫殿

新納左京

椀山助四郎

北郷七郎左衛門

桂仁治太郎

新納舎人

町田勘解由

伊集院用之助

新納伊織

嶋津十郎左衛門

北郷右衛門八

右寄合并以上之者共、嫡子迄者代々久之字被遊 御免候、

右格之者寄合并以下之格ニ被仰付儀有之〔候〕節者、御直

別之嫡子計久之字用可申候、右〔之〕者共之嫡家又者二男

家之者茂、寄合并以下之格ニ而罷在候者ハ勿論、久之字

用申間敷候、右人数、二男より者此節嫡家江被下候字を

用可申候、此段者嫡家より可相傳候、以上、

(正徳三年)

三月廿五日

(本文書ハ「旧記雜録追録三二」九三の3号文書ト同一文書ナルベシ)

(端裏ニハリ紙「貳拾参号」)

〔封紙ウハ書

嶋津市太夫殿

嶋津周防

今度(實體)小源太殿家三男以下之庶子者、御家之字御免無之  
条可相避旨被 仰出、將之字被拜領畢、御自分家自今以

後二男以下之庶子者將之字實名ニ可被用、此旨宜被得其  
意候、小源太殿幼少故、為我等示諭如件、

正徳三年癸巳五月朔日

島津周防  
久通(花押)

嶋津市太夫殿

右、此度於嘉久殿御懐胎ニ而、追付御誕生之筈ニ候、依之

御女子ニ而候ハ、市太夫殿子ニ被下候条、御誕生候ハ、

則しらせ可有之候間、市太夫殿妻御本丸御奥江致参上、

相請取可申候、右通被仰付候付而、実ニ市太夫殿妻腹ニ

出生之子ニ仕、市太夫殿血忌可相請候、右次第ニ候得者、

産之弓・七夜之祝等之儀、市太夫殿妻出生之筋ニ諸事可

仕候、御本丸ニ而御誕生之儀一向無之筋ニ被仰付、何方江

茂御沙汰なしニ被遊候、市太夫殿江脇より相尋候而茂、妻

産いたし女子出生いたし候旨挨拶可致候、以後共御奥よ

り御尋茂有之間敷候間、市太夫殿より茂一向御附届申上

嶋津市太夫殿

ニ不及候、御子之儀ニ付而ハ諸事共ニ御物より曾而御構  
無之候、内々格別と存、取違儀も可有之候、内外共ニ其

遠慮曾而不仕様ニ可致候、左候而、嫡子盛人之節、致婚  
礼時節ニ相成候ハ、取合可申候、右 思召之儀者市太夫

殿計承知仕置、嫡子婚禮之時節ニ至り、右 思召之段、  
其節一類共江可申聞候、御男子ニ而候得者、嶋津全江被下

思召ニ候、此段ハ左様ニ可承置候、

右之通、藏人・内匠より市太夫殿江可申聞候、以上、

御取次  
八太夫

四月

伊集院久矩  
藏人  
平岡久益  
内匠江

覚

一御坪之内ニ而被遊御誕生候へハ、福ヶ迫諏方御産神ニ  
而御座候、私子共産神萩原天神取持申事御座候、いつ

れを御産神可仕候哉、

一御初湯被遊候而、私所へ御入可被遊候哉、  
(ハリ紙) 本文御坪之内ニ而初湯被成候而可被成御出候

一御胞衣御坪之内ニ被成御納事候哉、又者私所へ相納可

(ハリ紙) 本文何そ御納則御渡可被成候間、市太夫殿屋敷立相納可申候一  
申候哉、

以上、

(享保十六年九)  
六月二日

34 寫

嶋津市太夫殿

右者、若御年寄御役被仰付候付、御太刀・二種一荷進上  
仕、御礼申上度旨願被申出、願之通来ル十五日御礼被仰  
付候、

右、可申渡候、以上、

(享保十六年)  
六月

(島津久兼)  
左

35 享保十六年辛亥六月六日、御直ニ若年寄御役被仰付候、

月番御家老嶋津木工殿より加役之儀、茂被仰付候間可相

勤旨、於 御前被仰渡候付、則 御請申上相下り候、

一右ニ付、 御太刀・二種壹荷進上仕、御序次第御礼申

上度旨、以御口上書月番御用人嶋津右平太殿(久品)へ差出候、

一御役替ニ付、与力稻留幸右衛門事月番寄与力被仰付度

旨、以書付右平太を以申出候処ニ、申出之通被仰渡候  
由致承知候、

一右御役替之御礼、礮御屋敷・御下屋敷・奥・武・西田

其外御家老宅へ罷出候、

(享保十六年)  
六月六日

(継紙付)

35の1 亥 六月十五日、於 御用之間二種一荷・御太刀致進上、支

度熨斗目長上下致着、御役之御礼申上候、奏者御側御用

人福山平太夫、  
(安村)

36 於加久殿御事、只今御平産、御女子(於敷)様御誕生被成候、何

ぞ御別条無御座候、此段申上候、以上、

(享保十六年)  
七月十五日

(端裏ウハ書)

一

嶋市太夫様

西田嘉左衛門

37 寫

一享保十六年辛亥六(月)六日、御直ニ若年寄御役被仰付候、

月番御家老嶋津李殿より加役之儀も被仰付候旨、於  
御前被仰渡、御受申上候事、

一右御役之御礼、太刀進上仕、(宗信)益之助様江御礼申上候  
事、

但納太刀三而候、

一右ニ付而与力被仰付候ニ付、稻留幸右衛門寄与力被仰  
付候事、

一右為御礼、磯・御下屋敷・武・西田江致参上、其外御  
家老へ(御礼相應方)候事、

38 覚

御書付壹包

但封印有、

右者、於加久殿御懐胎ニ付、御女子被成御誕生候ハ、  
市太夫子ニ被下之由 仰出之御書付、文書箱ニ可入置  
候、

享保十六辛亥

八月廿七日

市太夫

39 覚

粟拾八石八斗五升七合壹夕五才起

先ニシテ拾九石八斗

壹人ニ付壹石八斗ツ、

瀬戸口 吉右衛門

大炊 稻助

長峯 安左衛門

上田 助八

中馬 三吉

大炊 休之丞

露田 早左衛門

露田 喜納右衛門

岩重 三之丞

平川 仁助

馬場 仁右衛門

右者、足輕御奉公方此内七人ニ被下置候御扶持方三而、

外作職地不被下、續方及難儀段奉訴、入 御耳、右員

數ツ、拾壹人ニ可被下旨被仰付、此座ニ留置候、委細

者日帳ニ留置候、以上、

享保十九年寅

三月十一日

用頼

萩原甚七

(黒印)

40 覚



寫

- 一 御繪旨口宣 一卷
- 一 赤松入道圓心一見狀一卷
- 一 越前嶋津系圖 三卷
- 一 證判物并起請文 一卷
- 一 諸一見狀 一卷
- 一 義詮公御判物御感狀 一卷
- 一 高氏公 一卷
- 一 御繪旨口宣 一卷

巳正月十二日

右八卷、御家老座<sup>(上方)</sup>山口文九郎殿ニ差上候、

嶋津市太夫殿

覺

- 一 御繪旨口宣 一卷
- 一 赤松入道圓心一見狀一卷
- 一 越前嶋津系圖 三卷
- 一 證判物并起請文 一卷
- 一 諸一見狀 一卷
- 一 義詮公御判物御感狀 一卷
- 一 高氏公 一卷

43 (封紙ウハ書) 書付

(端裏ニハリ紙) 「貳拾号」

正月

(島津久實) 主殿

高氏公 義詮公御判物御感狀 一卷  
 義政公 一諸一見狀 一卷  
 一證判物并起證文<sup>(讀)</sup> 一卷  
 一赤松入道圓心一見狀一卷  
 一越前嶋津景圖<sup>(系)</sup> 三卷  
 右之通、市太夫殿方江有之候得共、家付而八何ぞ誰ニ茂不相立答候、以後御用之節者可<sup>(差)</sup>上候、其中者格護被致置候様被 仰付候、

右申渡、御記録奉行江茂承置候様可申渡候、以上、

覺

- 一 越前嶋津家古系圖 三卷
- 一 繪旨口宣 一卷
- 一 尊氏公・義詮公・義政公御感狀一卷
- 一 諸文書 一卷

一 諸一見状

一卷

一 證判物并起請文

一卷

一 赤松圓心一見状

一卷

右七行、其方家雖所持候、先年被仰渡趣有之、被差上之御用相成候、為後證仍如件、

種子嶋織部

延享元年子四月十八日

時守(花押)

嶋津要人殿

(封紙ニハリ紙「七号」)

44

猶く、さむさに候まゝ、障り無やうにとそんし候、出足前やくそくいたし候硯石、中途よりつかわし候、あいさつこまこまとの文、ねん入事候、かつ又やくそくいた<sup>□</sup>ひ<sup>□</sup>くもしつねなくなたまハリ忝存候、我等出立あとにてハさひしく候由、此方よりもおもひやりなつかしく候、なにそよろしき物とてもなく候間、江戸よりつかわし申へく候、<sup>□</sup>にもめたたくかしく、

正月廿五日日付の文、大坂へ相とゞき候、いまたさむさ

つよく候、江戸ニても

<sup>(継豊)</sup>大守様御機嫌よく御座あそハされ候、其元ニても 於嘉

久様御障り無よし、目出度そんし上候、いづれもそく才

の由、めて度そんし候、我等海陸の障りなく候まゝ、少

も心つかい有ましく候、なにもくわしく申つかわし度候

得共、なにかと事多く候まゝ、あらく申こし候、猶か

さねて、めてたくかしく、

<sup>(延享三年)</sup>二月廿三日

より

おていとのへ

まつ平

おかねとのへ

<sup>(宗恒)</sup>さつまの守

おてつとのへ

45 延享四年丁卯

三月廿日、御用人蒲生十郎左衛門殿より書付参候、

45の1 御自分事御用候間、明後廿二日四ツ時麻上下着ニ而被

罷出旨御差圖ニ而候、以上、

<sup>(延享四年)</sup>三月廿日

<sup>(清西)</sup>蒲生十郎左衛門

島津要人殿

同廿二日四ツ時前致登城候處、於御家老座〔御家老〕(久初)樺山主計殿より口達ニ而被仰渡候ハ、御番頭御役被仰付候由 御意之

趣奉承知、難御受申上、同日島津備中殿・樺山主計殿・

島津右平太殿・鎌田太郎右衛門殿・北條織部殿、大御目

附衆嶋津弥市郎殿・平田新左衛門殿・鎌田源左衛門殿・

郷原轉殿、右人数江致御礼候、

同日、樺山主計殿御夫婦并御同性七郎殿・喜入安次郎殿

夫婦・和田次右衛門・同性源右衛門相招致祝候、

同八月三日、御用人三崎平太殿より申来候ハ、

御自分事御用候間、明四日四ツ時麻上下着用ニ而可被罷

出候、以上、

八月三日 〔延享四年〕 三崎平太 〔久遠〕

嶋津要人殿

〔本文書ハ末川家文書 家譜二〇四号文書トホ同文ナリ〕

翌四日四ツ前致登城候處ニ、於御家老座御家老衆嶋津左

〔久遠〕

衛門殿より口達ニ而被仰渡候ハ、曾木地頭職被仰付候由、

御意之趣奉承知、御礼之廻樺山主計殿・嶋津右平太殿・

嶋津備中殿・鎌田 〔マヤ〕 其外大御目附衆相廻候、以上、

九月十七日改之、

〔ハリ紙〕 〔拾参号〕

〔四五号文書ハ一紙ナリ〕

46

〔封紙ウハ書〕 嶋津市大夫殿

本伯耆守

口上覚

昨日者入来、太刀・馬代預持参、怡悦之至候、為其以使

申入候、以上、

七月二日 〔寛延二年〕

〔本多正珍〕 本伯耆守

嶋津市大夫殿 〔久遠〕

〔封紙ニハリ紙〕 〔貳拾壹号〕

47

〔封紙ウハ書〕 嶋津市大夫殿

小和泉守

昨日者御入来、太刀・馬代預御持参、欣然之至候、為謝

礼如斯候、已上、

(寛延二年)

七月二日

嶋津市大夫殿

小堀政家  
和泉守

50

〔封紙ウハ書〕  
嶋津市大夫殿

西隠岐守

32

(封紙ニハリ紙)「貳拾貳号」

48

口上覚

昨日者御入来、殊太刀目録預持参、入御念儀候、右為挨拶如此候、以上、

本多伊豫守  
(忠統)

(寛延二年)  
七月二日

使

51

〔封紙ウハ書〕  
嶋津市大夫殿

小信濃守

49

〔封紙ウハ書〕  
嶋津市大夫殿

秋但馬守

口上覚

昨日者太刀・馬代預持参、怡悦之至候、為其以使申候、以上、

(寛延二年)  
七月二日

嶋津市大夫殿

秋但馬守  
(秋元凉朝)

52 此間者御入来、殊太刀・馬代預御持参、過分之至候、為其如是候、以上、

(寛延二年)  
七月三日

七月三日

(戸田氏房)  
戸淡路守

昨日者御入来、太刀・馬代預持参、欣然之至候、為其如斯候、以上、  
(寛延二年)  
七月三日  
(西尾忠直)  
西隠岐守

嶋津市大夫殿

(端裏ニハリ紙)「拾九号」

今般 御目見就被申上候、太刀・馬代御持参、過分至候、為謝礼如斯候、以上、

(寛延二年)  
七月三日

(小出美持)  
小信濃守

嶋津市大夫殿

嶋津市大夫殿

53 此間者 御目見被申上候付、太刀・馬代御持参、過分之

至候、為其如此候、恐々謹言、

(寛延二年)

七月三日

(堀田)

正陳(花押)

(端裏ウハ書)  
「メ

嶋津市大夫殿

御宿所

堀加賀守

54 此間者御入来、太刀・馬代御持参被申置通承之、欣然之

至候、為其如此候、已上、

(寛延二年)

七月五日

(板倉勝清)

板佐渡守

嶋津市大夫殿

(端裏ニハリ紙)「貳拾五号」

55 (雜書)  
隅州様江

太守様より

右江御口上、弥御機嫌無御差障被遊御座、目出度被思

食候、於此御方茂 御揃御機嫌好被遊御座候、然者以

宿次御奉書・御鷹之羈被遊御拜領候付、為御禮使嶋津

市太夫被差越候付、御安否御尋被仰進辱被思召候、此

節市太夫被差立候付、右之御礼被仰進候、

於嘉久様江

太守様より

右江御口上、弥御機嫌好被遊御座、目出度被思召候、

於此御方茂御揃御機嫌能被遊御座候、然者、

隅州様江以宿次御奉書・御鷹之羈御拜領被遊候付、為

御禮使嶋津市太夫被差越候付、御傳言被仰進辱被思食

候、此節市太夫被差立候付、右之御挨拶被仰進候、

(宝曆六年)  
四月十五日

56 (封紙ウハ書)

沢田との

御返事

メ

かま田

六郎太夫

より

返すく御かハリなきやうニとおほしめされ候、此

よしよく申せとの御事候まゝ、何もくよろしく申

上候へく候、めてかしく、

(久隆室・維豊女)

お鉄殿より年頭御祝義として御ふみ拜見いたし申まいら

せ候、 太守様・御前様いよ／＼御機嫌よく御超歳遊さ

れ候、お鉄殿ニもいよ／＼御かハリなく、御越年のよし

きかせられ御満悦おほしめされ候、扱は 御前様御着當

日御いわる濟せられ、且又旧冬廿二日、 太守様御鷹の

羈御拜領被遊候、御歡仰上らるたん、かす／＼ひろうを

とけ申へく候、此よしよく申せとの御事候、めてたくか

しく、

澤田との  
御返事

かま田

六郎太夫

57

返す／＼、めてたくかしく、

暑氣中御機嫌同として、五月十六日の御ふみのやう拜見

いたし、則申上まいらせ候、まつ／＼土用に入、殊之外

暑さにて御座候へとも、お鉄殿いよ／＼御替なく御さな

されめてたく思召され候、 太守様ニも御機けん御障り

なく御座あそはされ候、暑氣御機嫌同仰上られ御満悦お

ほしめされ候、此よし宜申せとの御事御座候、めてたく

かしく、

より

ふく山(安部)

平太夫

こう野(通吉)

安郎(右衛門)

沢田との  
御返事

58 一筆啓上仕候、於鉄様御安産、殊御男子様御誕生之由承

知仕、恐悦ニ奉存候、右御祝詞申上度御座候間、御自分

様迄此段申上候、御序之節御披露奉頼候、恐惶謹言、

新納長意

(寛延三年)  
四月六日

澤田様

59 御意にて申入まいらせ候、 お鉄殿御替なく被成御座、

目出度被思召候、端午之節御祝ニ付、御男子様江御目

録之通被成御祝被進候、此よし宜可被申上候、めてたく

かしく、

こたま

小六

沢田殿

返く、お村様御事、御前様ニ御たて被遊候や  
う御伺被遊候處ニ、御伺の通被 仰出候、御祝儀被  
仰上候趣申上候処、御満悦被遊候、此よし何にもよ  
ろしく可被申上候、

初春の御祝儀被仰上候御文、扱また (重年)寛延三年十一月  
太守様御元服・御

官位被 仰出、御一字御拜領被遊候付、御祝儀被仰上候  
御文のやう申上候処、御満悦被遊候、お鉄殿三もいよく  
御かわりなく御座被成候よしきかせられ、御満足おほし  
めし候、扱ハ 上使を以 御家督初而御鷹の靈御拜領被  
遊候間、右の御祝儀をも被仰上、かたく御満足被遊候、  
此よし何にもくよろしく申せとの御事御座候、めて度  
かしく、

沢田との  
御返事

ほり(貞起)  
堀右衛門

尚く、何もよろしく申せとの御事御さ候、めてか  
しく、

お鉄殿より御機けんうか、ひ仰せ上られ候、御文のやう

申上まひらせ候、まつく、

(継豊) 隅州様何の御障りもあらせられず、いよく御機けんよ  
く 御滞在、折々御歩行をもあそハされ、猶御機けんよ  
く御せん(贈)等も御相應めし上られ候、扱はお鉄殿御事、御  
安産御男子御出生、御母子共ニ御さはりなきのよし、御  
満悦覚しめされ候、右の御よろこひかたく仰せつかハ  
され候ま、此よし何もよく申せとの御事御さ候、めて  
たくかしく、

沢田との  
御返事

いし黒  
戸後左衛門

左候て、御産後はしめて入らせられ候ニ付、御祝あ  
そはし、御樽さかな御重の内御二所さまへまいらせ  
候、權七さまへもにさう成御反物まいらせ候へハ、

かたしけなく御にきくしく御ひらき、幾ひさしく  
と御祝忝なかりまいらせ候よし、何も細くとの御  
文のやう、まことに幾まんく年御機嫌よく御はん  
しやうの御事にて、御めてたさのミかきりあらずと

御祝思しめし、御近くの内御着も候、御礼かた  
くニ御参被成候はんか、其内御文にて仰上させら  
れ候よし、何もくわしく仰進られ候て、御念入ま  
らせ候御事ニおほしめし候、

市太夫さまニも早速御礼ニ御参なされ候、御念入候  
へく候御事ニおほしめし候、ま事ニはしめての御節  
句にて、御にきくしく御祝あそハし候御事、こな  
たニもいかほとおめてたく、猶幾久しく御めてたさ  
のミ□御祝思しめし、此よし何も又よろしく申せと  
の御事ニ御さ候、返く其御ほとさまニもすい分  
く何の御障なふ、さゑくしく御さなされ候様ニ  
と思しめし、何もよろしく御申上候様ニとの御事ニ  
御さ候、めてたくかしく、

御機嫌の御左右きかせられ度 御禮と御さ候て、御文の  
やう御めに掛まいらせ候得ハ忝おほしめし、まつく晴  
やらぬ御てんきニ御さ候へ共、(雜意) 隅州様いよく何の御  
障も御座あそハされ候す、御機嫌よく入らせられ候、其  
御ほとさまニもいよく御機嫌よく御座あそハし候よし、  
御めてたさ、さては 御禮と御さ候て、御文のやう御め

に掛まいらせ候得ハ、忝おほしめし、まつく其御程さ  
まにもいよく御機嫌よく、何の御障もあらせられす候  
よし候、いかほと御めてたさ權七さま御事も、御  
ちもよふ上りまいらせ候、御進ミよく御座なされ候御  
事、數く御めてたく、御うれしく思しめし、こなたよ  
りも御機嫌よく入らせられ候、扱ハ御節句まへニハ御祝  
あそハし、御樽さかな・御ひとへ物・御重の内權七さま  
へ被遣候へハ、忝御にきくしく御祝、御ひとへハ御せ  
つくニ御めし被成候よし、御礼御文のやう、うれしさめ  
てたくかしく、

メ 澤田様 御返事

玉井

63

右之御祝義申上たくそんしあけまいらせ候、また御  
序の時分、よろしく御沙た御申上被下候へく候、御  
供何茂よりも御祝義申上度申され候ま、何もよろ  
しくたのミあけまいらせ候、返々御そもしさまニも  
此ほとより何かと御あんし上被成候に、さそく御  
おちつき上被成、有かたくそんし御上被成候御事と、



かすく御めて度そんし上まいらせ候、めて度かし  
く、

御祝義申上度、御文にて御そもしさままで申上まいらせ  
候、まつく 於鉄様御事、昨五日ニ御するくと御安  
産遊はし、ことに御男子様にてあらせられ候由候、乍憚  
御めて度さいよく 御親子様共ニ何の御障もあらせら  
れず、御やさまニ御丈ふさまなる御事にてあらせられ候  
よし承上、こゝもとにも上 わたくしも御めて度、御て  
からさま遊ハし候御事と、打奇御噂さま申上まいらせ候、  
めて度かしく、

(寛延三年)  
四月七日てんきよく

○沢たさま  
人々申給へ

玉井  
きその

64 御祝義仰上させられ御ふみのやう、則 (竹姫・徳川綱吉養女)  
御守殿江申上ま

いらせ候、先々其御地ニ而も御揃被遊、御機嫌よく御め  
て度思しめし候、めて度かしく、仰上させられ候とをり、  
太守様ニも御機嫌よく此御地御發駕遊し、御海陸御すら  
くと御通路遊し候ま、をひく御さう被為聞、おめ

てたく御悦におほしめし候、誠ニ幾久しく萬々歳御繁昌  
さまにて、御勇しさまニ御登り御下り遊し候やうニと御  
祝遊しまいらせ候、此ころニハ其御地へ御光着遊し、一  
入御賑々しく被為入候ハんとめて度思しめし候、御祝義  
御文のやう御満そくに思しめし、よろしくく申候様ニ  
との御事に御座候、尚々めて度かしく、  
鳴津市大夫様

御奥方さまへ  
御返事御申上

村路

65 御しう儀仰上させられ御文のやう、則 御守殿へ申上ま

いらせ候、先々仰上させられ候通、厥御地ニても御揃遊  
し御機嫌よく、 隅州様ニも御機嫌よく、めて度かしく、  
御長途の御草臥も御座不被遊、御すらくと其御地へ御  
光着被遊候御さう御到来御さ候ま、此上もあらせられ  
す御悦遊し候、 太守様御事、御國元へ御暇御給被遊、  
御三公様より御先格之通御拜領物遊し、御礼までも御し  
ゆひよく仰上させられ、御馬御拜領遊し、数々御めて度  
御悦被遊候、此御地御勇しく御發駕被遊、御海陸御すら

／＼と御通路被遊候よし、をひ／＼御さう被為聞、めて度御悦遊し候、此ころニは其御地へ御光着遊し、一入御賑／＼しく被為入候ハんと、御めて度御さうのミ御待上遊しまいらせ候、誠幾久しく相かハらす御登り御下り遊し候様ニと御祝遊しまいらせ候、此御地 御両殿様御留主さまにて御淋しくいらせられ候、さりながら弥御機嫌よく被為成候まゝ、御心安さまニ思しめし候様ニとの御事ニ御さ候、猶めて度かしく、

嶋津市太夫様

御奥方さまへ  
御返事御申上

村路

〔ハリ紙〕「貳拾四号」

66

尚／＼、何も／＼よろしく申候様ニとの御事ニ御座候、めて度かしく、

御礼仰上させられ、御名書ニ而御文のやう、

菊姫様江則申上まいらせ候、 先比市太夫様御登りの時

分より、

菊姫様江御目見被成、 御盃御戴、御細工物も御いた、

き被成、御つめ中も何そ御しほらしき御事もあらせられす、此御地御立前ニハ、御料り御戴、拜領物被成候、御礼御細々と被仰上させ、何茂／＼御念被為入候御事、市太夫様よりも御礼被仰上、則申上まいらせ候、またよろしく申候やうニとの御事ニ御座候、めて度かしく、

より

嶋津市太夫様

御奥方さま  
御返事御申上

村路

67

尚／＼めて度かしく、

今日も暑さニ御座候へ共、弥御替も御座被成す、御めて度存上まいらせ候、扱ハ御中をく江御出遊し候御事、御夕膳も御上り被成、七つ時分より御出被成候やうニそんし上候、御家老様かたニも御出被成候ゆへ、皆様へもさやう申上候まゝ、七つ時分より御中をくへ御出遊し候やうニと存上まいらせ候、めて度かしく、

より

嶋津市太夫様

人々

村路

68

尚くめて度かしく、

此御多葉粉はゆふ部御やく束あそハし候まゝ、

御姫様より被下候、御頂戴被成へく候、此御小重之内は

御姫様御せん(夕辺)の御下にて御座候、御慰ニ被遣候、此よし

よろしく申候様ニとの御事ニ御座候、御礼ハ御出被成ニ

及不申候、此御返事ニ仰上られまいらせ候、めて度かし

く、

嶋津市太夫様

人々御申

村路

69

尚く、御仕立物・御あらい物、何ニ而も御心をき

なく被遣候へく候、以上、

御悦申上候、今日ハ御中をくへ御出被成、

菊姫様江も初めて御目見被仰上、御めて度存上候、私事

も初而御めニ懸り、御國元御機嫌の御事も同上、有かた

く存上候、とふ御悦申上候半と存上候へ共、ひかへまい

らせ候、今日御めに懸り候まゝ、右之御悦申上候、めて

度かしく、

嶋津市太夫様

人々御申

村路

70

〔封紙ウハ書〕  
嶋津市太夫様へ

御申給へ

村路

當日之御祝義御めて度さ、其御程ニても御祝被成候

ハんと御めて度存上まいらせ候、昨日之御移り請取

られ候御ふく紗返し上候、尚くかしく、

御文のやう拜見いたしまいらせ候、昨日ハ御祝も御賑々

しく濟せられ、御同せんニ御めて度さ、御まへ様にもよ

きをりからにて、御賑々鋪御祝上、萬事御しゆひ能御拜

領物被成、幾久しくと御めて度さ、御礼猶亦宜可申上候、

今朝も御玄くハんまで御出被成、御口上委しく承上候、

近日御ゆるくと御目に懸り上、かたく申上まいらせ

候、めて度かしく、

嶋津市太夫様へ

御返事御申

村路

71

今朝之御礼かた／＼文ニ而申上候、御守殿より御

拜領之御重之移り、明日返し上られ候様ニ仰付られ

候へく候、めて度かしく、

今朝は思召付させられ、御樽肴・御みや物品々送り被下、誠ニ御心指さま忝存上まいらせ候、今日者嘸御草卧被成候半と存上まいらせ候、先刻ハ日井猶右衛門へ御口上之通委細ニ承、則 御守殿 菊姫様御方へも申上まいらせ候、荻原殿へも御土産被遣、嘸忝存被申候半と存上候、早速御届申上候へく候、扱ハ明日御出被下候様ニと存上候へ共、私事明日 御城勤ニ上り候間、明後日御出被下候様ニと存上候、以上、

嶋津市太夫様へ

御申上給へ

村路

御満そくかりまいらせられ候、まことに幾久しく萬々年も御長久御はんしやうさまにて、御目出度御便のミ御祝被遊候御事ニ御座候、何も宜しく申候様ニとの御事ニ御座候、尚くめて度かしく、

御礼仰上させられ御文のやう、則 御守殿へ申上まいらせ候、先々其御地 隅州様初上御揃あそハし、御機嫌よく御めて度おほしめし候、扱はよき御便御祝遊し候て、御内々より御箱之内御拜領遊し、有かたくおほしめし候

よしニ而御礼仰上させられ、御念入らせられ候御事と、めて度かしく、

嶋津市太夫様

御奥方さまへ

御返事御申上

村路

73 御よろこひ仰上させられ御ふみのやう、則 御守殿へ申上まいらせ候、先々厥御地にも御揃遊し、御機嫌よく御めて度思しめし候、めて度かしく、

仰上させられ候通、菊姫様御事、御願之とをりに御縁組仰出させられ、いか程く御悦におほしめし候、猶幾久しく御長久御はんしやう遊し候て、御目出度御祝義もすませられ候御事御祝遊し候、御念入御細やかニ御祝義仰上させられ御満足ニ思召候、よろしく申候様ニとの御事ニ御座候、尚くめて度かしく、

嶋津市太夫様

御奥方さまへ

御返事御申上

村路

74 御祝儀おほせ上られ候御ふみのやう、則 御守殿江申上

まいらせ候、先々 隅州様御機嫌よく、御長途何の御障りも御座不被遊、先月廿三日ニ其御地へ、めて度かしく、御光着遊し候よし御到来御座候て、いか程く御悦遊し候、御賑々しく、其御地ニても御待請仰上させられ、御打寄らせられ、御祝被遊候御事、幾久しく萬々歳御長久御繁昌 御めてたさのミと御祝遊し申候、御機嫌よく御光着遊し、御初に御目見被仰上候御事、一入くめて度御悦遊し候、嘸く御賑々しく御満そくさまの御事と、御めてたく思しめし候、何もくよろしく申まいらせ候やうニとの御事ニ御座候、尚くめて度かしく、

嶋津市太夫様

御奥方さまへ

御返事御申上

村路

75 御祝儀仰上させられ御文のやう、則 御守殿江申上まい

らせ候處に、御満足におほしめし候、仰上させられ候通、

旧冬は、めて度かしく、

(宗信)

太守様江上使御給被遊、御参府之御礼おほせ上られ、御

寛延元年從四位左近衛中將

官位御昇進仰出させられ、疏人めしつれ申候ニ付、御先

格之通御米御拜領遊し、御官位の御礼までも御首尾よく濟せられ、萬つ御すらくとの御事、いか程御悦ニ思し召候、幾久しく萬々歳も御長久御繁昌さまニて、御目出度御事のミと御祝遊しまいらせ候、御祝義御ふみのやう、御満そくさ何も宜申せとの御事に御さ候、猶めてたくかしく、

(寛延三年)

三月十七日江戸召立候御使、四月六日ニ當着

嶋津市太夫様

御奥方さまへ

御返事御申上

村路

76

(封紙ウハ書)

嶋津市太夫様へ

御申上

給へ

村路

尚くめて度かしく、

此御着一をり御到来遊し候俛、菊姫様より被下候、此

よしよろしく申候様ニとの御事に御座候、以上、

嶋津市太夫様へ

御申上

村路

御言傳仰しんしられ候へハ、忝思しめし候よしにて、御細く御礼仰進しられ候御文のやう、御ねん入せられ候御事と御悦ニ思しめし候、此よしよろしく仰上られ候へく候、返すいふん時節之御さわりあらせられ候ハす候やうにと思召候、何もくよろしく申せとの御事に御さ候、めてたくかしく、

御礼仰進しられ候御文のやう、申上まいらせ候、まつく其御地ニ而 隅州様はしめ上御揃あそハし、御機嫌よく入せられ候御事、御めてたく思しめし候、此御地ニ而も、 御守殿はしめ上 御二所様御機嫌よく御さへくしく御座あそハし候、扱は先比伊勢兵部殿・かつまた左太郎下りの時分、めてたくかしく、

より

まつ沢

いくた

浅路さま  
人々御返事

御左右きかせられ度思しめし候、其御ほとより早速飛脚さし立られ候、はやくと御左右きかせられ候、

御めてたくうれしき御左右のミ御待ましあそハし候ニ、御吉左右きかせられ候、御あんとあそハし候、

右御悦仰進しまいらせ候まゝ、御二所さまよろしく御申上候様ニ申せとの御事ニ御さ候、猶又何の御障なふすらくと御肥立まし候、御膳も御心よふあからせられ候様ニと思しめし候、そもしさまニも此ほとより何か御せわ御申上被成候ニ、御安くと御平産あそハし、嘸おちつき上の事とめてたく、こなたニてもきかせられ候、いか計うれしく、そもしさま悦上のほど御さつし思しめし、此よし何もくよく心へ候て申せとの御事ニ御さ候、めてたくかしく、御祝儀かたく御文にて仰進しまいらせ候、まつく隅州様いよく御機嫌よく御座あそハされ候、於鉄様御事もいよく御機嫌よく、昨五日ニ御するくと御安産あそハし、ことに御男子さま出生にて、御親子さま共ニ何の御障あらせられず、御心(血)も御座不被成候よしきかせられ候、扱く御めてたく、こなたニても別而く御悦思しめし候、猶又何の御障も入らせられず、御あかり物も御心よく御あかりあそハし、御やゝさまニも御

ち、もよふ上りまいらせられ候や、数く御めてたくかしく、

沢田さま

浅路

79 封紙ウハ書

一 市太夫様へ

春井

一

此節御鷹之靈御拜領被遊、目出度思召候、依之御禮使鳴津市太夫被差越候付、御案否御尋被仰進忝思召候、此方二而も被成御揃御機嫌克被遊御座候、猶又宜被仰進候、

姫君様より隅州様(羅惣)(江方)

80

溜池へ御札被仰上候ニ及不申、私よりよろしく御礼は申上まいらせ候ま、さやうニ御心へ被遊へく候、尚く御國元ニ而も隅岳様御機嫌よく被為人、その御外御揃被遊、御き嫌よくいらせられ候御事、

御めて度御悦におほしめし候、何もくよろしく申候様ニとの御事ニ御さ候、ため池ニ而菊姫様御き嫌よくいらせられ候、こなたニ而も御守殿 太守

様御機嫌よくいらせられ候御事、昨日は御たい面被遊、御悦遊し候御事ニ御さ候、めて度かしく、

菊姫様より仰られ候、今度御手前様ニも御礼使ニ御着被成候よし御さかせられ候、御道中御障りも御座被成す、すらくと御着被成候御事めて度覚しめし候、昨日はこなたへ菊姫様被為入候へ共、御急ニ而御あひも被成す、御残多ニ覚しめし候、さては此御肴御いわる被遊被下候ま、御めて度御戴被成へく候、何も私よりよろしく申候様ニと仰被成候、めて度かしく、

市太夫様

春井

御申上

81

是またよろしく申上候様(萩)ニをき原殿よりうけ給申候、右之御首尾、昨日申上候筈ニ而御さ候へとも、少々取込遅成まいらせ候、御しゆひ申上候、以上、猶くめて度かしく、

弥御替りも御座被成す御めて度さ、扱は御守殿へ御しん上被成候御品、御てつ様より御上遊し候御品も一昨日おき原殿ニ而御ひろう相すミまいらせ候、ことの外御悦被遊候、よろしく御札申候様ニと、

おき原殿よりうけ給候、

菊姫様へ御進上被成候御品々、御てつ様より御上遊し候御品も、則溜池へおき原殿よりさし上られ候、このの外御悦に覚しめし候、山く御礼申上候様ニと御意ニ而御座候よし、めて度かしく、

市太夫様  
御申上

春井

82

猶く、何もくよろしく被仰上へく候、たのミ存まいらせ候、以上、

御悦申上候、御道中御すらくと御旅行被成、御き嫌よく此御地へ御着遊し御めて度さ先程ハ御出被下、御ひさくニ而御めに懸り、御めて度さ御悦申上候、御國元ニ而上々様方御機嫌よく被為入候御事委しく同上、有かたくそんし上まいらせ候、右御着の御悦旁申上まいらせ候、めて度かしく、

市太夫様  
御与力衆  
御中

春井

83

猶くめて度かしく、

御悦申上候、弥御き嫌よく御めて度さ、扱は御手前様ニ

も御礼使御首尾よく御勤遊し候よし、御めて度そんし上まいらせ候、右之御祝義申上候、此御屋敷へ御出遊し候ハ、御より遊し候へく候、御めに懸り上申へく候、山野殿よりも御祝義よろしく申上度よし御座候、めて度かしく、

市太夫様  
御申上

春井

84

〔ハリ紙〕  
「嶋津市太夫へ相渡」

進上

御太刀

一腰

御馬

一匹

以上

松平大隅守使者

島津市太夫

久隆

84の1

表書之通相納之申候、以上、

(宝曆六年)

子

四月朔日

西丸當番

松平周防守内

伊原要人

○  
(黒印)



85 〔封紙ウハ書〕  
嶋津市太夫殿

小信濃守

88 〔封紙ウハ書〕  
嶋津市太夫殿

大出雲守

今殿 御目見就被申上候、太刀・馬代御持參、過分之至候、為謝礼如是候、以上、

(宝曆六年) 四月二日

(小出英持) 小信濃守

嶋津市太夫殿

此間者御入来、殊太刀・馬代預御持參、欣然之至候、為謝礼如斯候、以上、

(宝曆六年) 四月四日

(大岡忠光) 大出雲守

嶋津市太夫殿

〔端裏ニハリ紙〕「拾七号」

89 口上覚

86 此間者御入来、殊太刀・馬代預御持參、欣然之至候、為謝礼如此候、以上、

(宝曆六年) 四月三日

(松平忠恒) 松宮内少輔

嶋津市太夫殿

此間者太刀・馬代預持參、怡悅之至候、為其以使申入候、以上、

(宝曆六年) 四月五日

(酒井忠奇) 酒左衛門尉

嶋津市太夫殿

87 此間者御入来、太刀・馬代預御持參、過分之至候、為其如斯候、以上、

(宝曆六年) 四月四日

(酒井忠休) 酒石見守

嶋津市太夫殿

90 〔封紙ウハ書〕  
御継目御願之通被仰渡候御書付

(久隆) 嶋津市太夫繼目

嫡子

(久隆) 嶋津權七

右、願之通被仰付候、

二月

(義岡久中)  
相馬

91 御實名

本命土

御家字久

久昶<sup>テル</sup>

歸納<sup>ニ</sup>織

右、久者木局字故用ニ火局昶字ニ生ニ本命土、昶者明也、  
通也、日長也、筭ニ兩字畫ニ配ニ八卦一為レ震、震有ニ大命  
風之象、實吉之吉者也、

息長清純謹考

寶曆九年己卯

二月吉日

(朱印・印文「吉田氏」) (朱印・印文「清純」)

島津權七殿

92 (本文書ハ省略ス)

93 (冊子表紙)

一御手當帳一冊

一書附一通

異国船掛

(本文書ハ省略ス)

94 (冊子表紙)

御規帳

新城  
役所

(本文書ハ省略ス)

95 (本文書ハ省略ス)

95の1 (本文書ハ九五号文書ヲ取ムト推定サル、省略ス)

96 (本文書ハ省略ス)

97 (本文書ハ省略ス)

98 (本文書ハ省略ス)

99 (本文書ハ省略ス)

100

嶋津安房殿 (久徳)

右者、所帯方極々難澁ニ付、三嶋砂糖拾貳万五千斤於嶋

元御買重ニ而、来ル戌年より寅年迄五ケ年、(齊直女・種子島久道)於隣殿御心附

被仰付置候ニ付、右年限筈合候跡引續、来ル卯年より五

ケ年、是迄之仕向通を以、山城殿并嶋津大学・安房殿方

江御心附被仰付候条、五ケ年之内山城殿方江式ケ年、両家

方江三ケ年、年分ケを以御心附被仰付候、

十二月 (川上久芳)  
美濃

(端裏ニハリ紙)「貳拾六号」

101 (冊子表紙)

文政三年辰正月

鹿屋上名村御抱地之内 内検地

笠野原小牧原畑方名寄帳

(本文書ハ省略ス)

102 (本文書ハ省略ス)

103 御自分事、明後十五日御太刀進上ニ而御役之御礼被仰付

筈候間、着服髪斗目長袴ニ而、當朝五半時早目可被罷出

候、以上、

十二月十三日 當番奏者番  
嶋津藤馬

嶋津仲

嶋津市太夫様

(端裏ニハリ紙)「拾六号」

104 本文書ハ省略ス

105 本文書ハ省略ス

106 本文書ハ省略ス

107 本文書ハ省略ス

108 本文書ハ省略ス

109 本文書ハ省略ス

110 本文書ハ省略ス

111 冊子表紙

天保九年戌九月

佐土原

嶋津飛驒守様御當地御越一件帳

御役所

此節佐土原嶋津飛驒守様霧嶋御入湯より御當地御差

111の1

越二付、此以前但馬守様御差越一件帳面取しらへ候  
 得共不相見得、依之去ル十五日、上町會所江御本陣<sup>陣</sup>二  
 而御上下八拾人餘御着有之、右二付御帳面無之処よ  
 り左之通御伺ニ相成、

口上覺 取次  
 新納主税

御本文杉原半切

※ 此節嶋津飛驒守殿御當地御越二付、私事垂水二男家之

儀御座候間、御旅宿江御見廻御安否伺申度御座候間、

此段奉伺候、此旨被仰上可被下儀奉頼候、以上、

戌九月十五日 嶋津數馬<sup>(久寛)</sup>

※(行間)

一 御張紙

可為伺之通候、

九月 伊勢

一 九月廿三日、御安否御伺として御旅宿江御見廻左之通、

鹿屋助左衛門 岩切七郎右衛門 永峯仁八  
 士 士 御手鑑

111の2

御

吉永庄次郎

鎌切市藏

御小者

御挾箱片 人足、合羽籠袴 人足  
岩重早助

扣

弥御勇健被成御座珍重御儀奉存候、為伺御安否參上仕候、

九月

御名

右御見廻、前以御使番座書役松元平八郎殿江彼方都

合御聞合有之候処、當日御出掛御使番衆出張宿江御

立寄有之候ハ、御扣書其外諸都合可被致旨、御使

岡留圓右衛門致承知、右之通ニ而御見廻有之候、

一右御見廻ニ付、彼方御用人被罷出、御扣書御渡有之候

処、則御披露ニ相成候処、飛驒守様只今御仕廻掛ニ付、

右御用人を以預御見廻忝被存、御逢被申答候得共、右

通仕廻掛ニ付、私より厚御挨拶可申上旨被申上、則御

歸り、其節下場敷之処石だん迄右御用人被相送候、

但御出御扣之節、御茶・たばこ盆出ル、

一九月廿四日、御旧例ニ付垂水御屋敷江飛驒守様御出ニ

付、五ツ時より垂水御屋鋪江御出有之、御供廻毎之通、

111の3

(本文書ハ一二号文書ト同文ニツキ省略ス)

但前以當日御出之儀、御承知有之候事、

一四ツ後飛驒守様御出之節、御敷臺板敷<sup>式</sup>まで御出迎、讀

岐様御事者使者之間口迄御出迎之由、於表御書院御茶・

御熨斗上り直ニ御膳部上ル、中半ニ御取替、且那樣御

事、御引物御上ケ被成候、

一右御式相濟、飛驒守様御事者奥御書院江御通ニ而、右

跡ニ而佐土原御家老・御用人江御盃被下為有之由、奥

向キ御取替相濟候、且那樣御盃御頂戴、外ニ島津矢

柄様其後又々御平服ニ而御酒座江被成御詰、御盃事御

咄等為有之由候、

一夜入五ツ時飛驒守様御立ニ而、其節茂御式臺板敷迄被

遊御送候由、

一萬事首尾能被為濟、四ツ時分被遊御歸候、

一飛驒守様御歸國前御暇乞とシテ御書被仕候、御行例前

条同断、

112 今度御當地江令參着候、為御歡早々御入來、大慶存候、

為謝礼如此候、恐々謹言、

(天保九年)

九月廿九日

(島津忠徹  
(花押))

(雜裏ウハ書)

島津數馬殿

御宿所

島飛驒守

忠徹

123 (横折表紙)

明治五年申八月廿七日

年府方ニ而新城役々江差引ヲ以被成下候写

旧新城

(本文書ハ省略ス)

124 (本文書ハ省略ス)

125 (本文書ハ省略ス)

126 ○寛永十三年丙子十二月二十四日、配 大守家久公之令

愛成婚、全十四年丁丑四月九日、公光臨久章之家慶

之、玄蕃頭忠紀・島津下野守久元及其餘國老・御用人

等侍之、公賜御給一襲・蛇一臺・昆布一折・折十合・

青銅五千匹・鈴鉢三・切立三・手燭臺三・御馬二匹于

久章、御給一襲・深折一合・御樽二荷于久章之室、其

外賜及家人、因獻盛饌且御太刀・馬代銀十枚、公盡歡

及夜闌而飯、

○全十五年戊寅五月八日、大守光久公襲封、十六年己

- 113 (本文書ハ省略ス)
- 114 (本文書ハ省略ス)
- 115 (本文書ハ省略ス)
- 116 (本文書ハ省略ス)
- 117 (本文書ハ省略ス)
- 118 (本文書ハ省略ス)
- 119 (本文書ハ省略ス)
- 120 (本文書ハ省略ス)
- 121 (本文書ハ省略ス)
- 122 (本文書ハ省略ス)

卯五月七日、襲封之後初賜休暇發江都、六月十六日、公至自江都、今年尋將參覲、聞(傳)老使傳 台命、公迎歲於國及明年三月參覲、於是 公遣久章請江都登 營、獻佳肴二種・樽酒一荷・琉球泡盛一壺拜謝之、十七年庚辰正月二十八日、召久章於 營賜時服二領、此後久章留江都者一再月、遂至三月、此月廿三日、會 光久公至自本藩、於是久章賜暇、四月二十日發江都、五月朔日詣京師、因寓宿於京師三條通中島町筑前屋長左工門之家焉、自是遊覽洛中之勝狀者數日矣、十七日晝、隨家臣井上慶左衛門・同僕才七退出寓居、因不復還、未知其所往焉、於是家衆大愕、多方求之、雖然竟不知其所在、家長伊地知大藏不得已以事告京師藏奉行伊地知木工右衛門重政、重政亦大驚、直來寓居、分部大索之數日矣、竟不得、後七月十日、久章竊來紀州高野山、蓮金院寺主傳秀知其久章、密告之大坂藏奉行相良權兵衛賴員、時會國老川上因幡久國衛護 琴月公(家久)之尊骸奉藏之高野山、將飯國未留大坂、因久國聞之、與賴員等謀輒遣賴員之吏、且伊地知大藏護久章致之大坂、既而久章飯國云、其後罪久章之無狀錮之川邊寶福寺、雖然

寺山幽僻以不可居所也、更優命置久章於寺之隸邑一之瀨云、後又市來備後政尚奉 光久公之命、來命遠流、久章曰、島津之族無自古遠流者、請賜自盡、因不奉命矣、政尚雖再三加訓諭、久章遂不可當、是時鹿野新城(屋敷)之家臣代來隨侍者甚多矣、如斯者歷數歲、正保二年乙酉冬、久章知己之罪科不所赦宥、且思家衆之勤勞悉去、隨侍者飯己之家、獨近臣財部權之丞・安樂休兵衛、僕山下才七・山下才次從久章焉、爾餘皆飯家、又會川上久國以 光久公之命馳書、召久章之所愛重來國光之刀、久章謹奉命、使侍臣休兵衛齎刀致之久國之所、及是時久章之傍別無人之在、於是十二月十日、又下命曰、雖一之瀨亦僻遠不便也、幸谷山清泉寺者寶福寺之末寺也、宜移于清泉寺也、欲使因誘久章自清泉寺航船致之遠流也、久章不覺悟、即日來移于清泉寺、於是翌十一日、遣兵具奉行三原傳左衛門率輕卒數人來監護之、又谷山之土數輩同來圍繞清泉寺以(以下ナシ)

〔端裏二ハリ紙〕〔拾八号〕

127の1

〔前欠〕

子虎書

二月朔日、為若年寄班列于島津將監久

〔奉力〕之次、島津兵庫久照代于

太守公傳 命、

○同年十二月二十三日、以家計不給故賜職祿貳百石、

國老赤松市正則決傳 命、蓋特恩也、

○文化二年乙丑七月十九日、獻御太刀・馬代・二種

一荷、見

太守齊宣公於御座之間、謝為若年寄恩、石黒戸後

左衛門兼記贊之、〔唱〕是日、又就奏者、番獻同贊於

老公及 世子公、謝恩亦如之、

○四年丁卯四月四日、轉補谷山地頭職、國老頼娃信

濃久番傳 命、

○五年戊辰二月九日、抵役于江戶、

○同年六月三日、於江戶

世子齊興公代于

太守齊宣公召於 御前、口親命為御家老給職祿千

斛、加判同相職、班列列于島津將監久美之次、〔奏〕

○同年十一月二十八日、於江戶轉補志布志地頭職、

國老鎌田典膳政詮傳 命、

○六年己巳七月九日、

齊興公見

大樹家齊公於江戶城、謝襲封恩、久備〔亦〕陪從、登

城獻贊而亦見 大家、

○八年辛未五月朔日、

齊興公襲封之後始發江府就國、久備供奉經中國・

九州驛路、六月二十七日還國、

○同年八月十五日、獻御太刀・馬代・二種一荷、見

齊興公於御座之間、謝為御家老恩、上村笑之丞行

幸贊之、〔唱〕是日、又就奏者番、獻同贊於

老公〔重豪〕公也、及 老公〔齊宣〕公也、謝恩亦如之、

○十一年甲戌八月十一日、轉補加世田地頭職、國老

新納内藏久命傳 命、

○文政七年甲申七月二日、以疾辭御家老職、〔嘉幸〕因嘉幸

職多年勞、給百斛租入、以終身養老於家、國老新

納久命傳 命、

○同年十月朔日、告老、請讓家於養子久徵、國老北

鄉内記久瑕許之、

○同年十二月十七日、更名久叡、國老島津但馬久風



許之、

○天保十一年庚子十月十日病卒、年八十六、葬于桃

仙院、法名曰諡長壽院殿覺翁久赦大居士、置牌

桃仙院暨新城淨珊寺、  
(以上ハ島津久備ノ記事ナラン)

女子

於八百 相良典禮長昭室

○安永二年癸巳十二月五日生、母樺山左京久倫女

有故大  
歸于家

○嫁相良典禮長昭

女子

於貞

○安永七年戊戌閏七月二十三日生、母垂水家中逆瀬

川某女

○嘉永七年甲寅五月十四日病卒、年七十七、葬于新

城淨珊寺、法諡名曰慈照院殿玉峯妙壽大姉、置

牌於淨珊寺、

女子

於情 町田源左衛門久珍室、後有故大歸、

○安永九年庚子九月二十八日生、母島津仲久健女

天保二年辛卯七月十日病卒、年七十三、葬于桃仙院、法名  
曰諡觀了院殿慈覺慈照大姉、置牌於桃仙院及新城淨珊寺、

「嫁町田源左衛門久珍、後有故大歸」

久輔

權七 多門

○天明二年壬寅正月二十九日生、母同上、

○寛政五年癸丑十二月十五日、始造朝、

太守齊宣公手親加久輔元服、菱刈大炊隆邑為理髮

儀畢、而獻御太刀一腰、御馬代銀一枚、御折六合、

御樽三荷、以謝加冠恩、島津仁十郎久芳贊之、於

此賜御盃及御脇刀一口治工、命名多門、既而又就

奏者番、獻贊於

老公重兼、謝恩、是日、父久備亦獻御太刀、馬代于

兩公謝恩亦如之、

○十年戊午十月十日病卒、年十七、葬于桃仙院、法

名曰諡見性院殿悟心玄量大居士、置牌桃仙院暨

新城淨珊寺、

○久微

初久方 當十郎 要人 巨 右膳 復要人

後号再童、

○寛政十一年己未十一月十九日、来為久備之賀養子、實川上久馬久致之次子也、久備無嗣子故請之、國老菱刈大炊隆邑許之、

○同年十二月朔日、獻御太刀一腰・御馬代銀一枚・三種二荷、進見

齊宣公於御書院、謝為養子恩、赤松造酒則敏贊之、〔唱〕是日、請更名要人、國老赤松市正則方許之、

○文化元年甲子六月晦日、為詰衆、國老赤松則方傳命、

○五年戊辰十二月二十四日、為當番頭給年俸百苞、國老島津將監久美傳〔奏〕命、

○八年辛未八月十五日、獻御太刀・馬代、進見〔興〕齊宣公於御書院、謝為當番頭恩、伊集院藏主久彬〔唱〕贊之、

○九年壬申七月十九日、請更名巨、國老島津久美贊之、〔奏〕許之、

○十一年甲戌七月十七日、為四番御小姓組番頭兼御用人事、奏者番如故、國老新納内藏久命傳命、

○十四年丁丑十一月二日、請更名右膳、國老鎌田典

膳政詮許之、〔興〕

○文政四年辛巳五月二十八日、請復更名要人、國老新納久命許之、

○六年癸未四月十五日、為寺社奉行、國老新納久命傳命、

○七年甲申十月朔日、承家統、國老北郷内記久珉傳命、是日、養父久備告老致仕故也、

○同年同月二十八日、獻御太刀一腰・馬代銀一枚・三種二荷、進謁國老於敷舞臺、謝饗統恩、島津藤次郎久寶贊之、〔唱〕

○同年十一月晦日、補大崎地頭職、國老島津但馬久

風傳命、  
○八年乙酉六月二十八日、獻御太刀・馬代、進見于齊興公、謝為寺社奉行恩、伊勢巨貞長贊之、〔唱〕既而

又就奏者番、獻同贊於

太老公〔重豪〕齊宣公也、老公〔齊宣〕齊宣公也、儲君〔齊彬〕齊彬公也、謝恩亦如之、

○同年十一月朔日、轉補賴娃地頭職、國老島津久風傳命、

○十三年庚寅三月二十一日、獻御太刀・馬代、謁國

老於敷舞臺、謝補地頭職恩、北郷主膳久敬贊之、「唱」

○天保二年辛卯六月十五日、為大番頭、國老川田信濃佐模傳 命、

○同年八月十五日、轉補隈之城地頭職、國老川田佐模傳 命、

○七年丙申三月二十八日、以疾辭大番頭職、因嘉奉職多年勞、賜紗綾三卷、而許解其職、國老菱刈安房隆觀傳 命、

○八年丁酉八月十五日、告老、請讓家於適子久寬、國老島津久風許之、

○十四年癸卯八月朔日、請更名再童、國老島津石見久浮許之、

女子  
於藤 要人久徵室

○天明七年辛未七月七日生、母潮見某女「丁」  
○為要人久徵室

○文化十一年甲戌六月二十九日病卒、年二十八、葬于桃仙院、法諡「名曰」香蘭院殿清雲慧涼大師、

女子

於比 島津丹波久長室

○實北郷助太夫久風女也、久備養為女、

○嫁島津丹波久長

將明

稱細瀧氏、萬十郎 權八

○文政八年乙酉六月二十四日生、母妾腹永吉家中隅「某女」

○天保八年丁酉八月二十一日、獻御太刀一腰・御馬代銀一枚・干鯛一折・御樽一荷、初見

太守齊興公於御書院、樺山權十郎久中贊之、「唱」是日、請更名權八、若年寄喜入多門久通使御用人町田監物久要許之、

○嘉永六年癸丑七月十七日、為御弓奉行、給年俸七十三苞、國老島津豐後久寶傳 命、御用人川上右

近  
將厚

稱細瀧氏、千十郎  
「十二」  
○文政四年庚子七月九日生、母同上、

○天保八年丁酉八月二十一日、獻御弓一張、初見

太守齊興公於御書院、川上矢五太夫久視贊之、「唱」

○嘉永四年辛亥六月九日、請為東郷與兵衛實廣之嗣、國老島津豊後久實使御用人伊勢雅樂貞章許之、

○久寬

鉄袈裟 巨 右膳 數馬 要人

○文化四年丁卯八月十一日生、母祖父久備女名藤、見于前、

○十四年丁丑十月二日、始造朝、

太守齊興公手親加久寬元服、川上久馬久芳為理髮、

賜御盃暨脇刀一口治工、奧元武、命名巨、於是獻御太刀一

腰・御馬代銀一枚・御折六合・御樽三荷、以謝加

冠恩、鎌田源左衛門政甫贊之、唱既而又就奏者番、

獻御太刀・馬代・三種二荷於

老太公重豪、公也、老公齊宣、公也、儲君齊彬、公也、謝恩、是日、

祖父久備亦獻贊謝此恩焉、

○文政十年丁亥四月朔日、為詰衆、國老川上久芳傳命、

○同年六月十七日、請更名右膳、國老島津但馬久風

許之、

○天保五年甲午二月十一日、請更名數馬、國老島津

丹波久長許之、

○七年丙申七月二十八日、為當番頭、國老島津佐渡久浮傳命、

○八年丁酉八月十五日、承家統、國老島津久風傳

命、是日、父久徵告老致仕故也、

○十年己亥正月十一日、補高江地頭職、國老島津久風傳命、

○同年六月十五日、獻御太刀・馬代、進見

太守齊興公於御書院、謝為當番頭恩、島津又七郎

久陽贊之、唱訖而又獻同贊謝補地頭職恩、肝付主殿

兼善贊之、唱是日就奏者番、獻同贊於

老公及 儲君謝恩亦如之、

○同年十二月十五日、獻御太刀一腰・御馬代銀一枚・三種二荷、進見

齊興公於御書院、謝襲統恩、穎娃織部久武贊之、唱

○十二年辛丑十一月十二日、以本職知御用人事、兼

奏者番如故、國老島津久風傳命、

○十三年壬寅八月二十四日、為御小姓組番頭、兼御用人事、奏者番事如故、國老猪飼央尚敏傳命、

○十四年癸卯六月朔日、獻御太刀・馬代、進見

齊興公於御書院、謝為御小姓〔組〕番頭恩、伊集院隼

衛久達贊之〔唱〕、既而就奏者番、獻同贊于

儲君謝恩亦如之、

○同年十二月十九日、請更名要人、國老島津主計久

寶許之、

○嘉永六年辛丑七月朔日、以疾辭御小姓組番頭職、

因嘉奉職多年勞、賜紗綾三卷、而許解其職、國老

島津久寶傳 命、

○七年壬寅閏七月二十三日病卒、年四十八、葬于桃

仙院、法〔名〕曰諡德峯院殿義山良勇大居士、置牌

于桃仙院暨新城淨瑠寺、

— 女子

○文化八年辛未三月八日生、母同上、

○同年同月十四日夭亡、法号〔曰〕唯心幻如禪童女、

葬桃仙院、置牌桃仙院、

— 女子

於菊

○文化六年己丑九月八日生、母同上、

○七年庚午正月五日夭亡、法號〔曰〕玉梅幻藥禪童子〔女〕、

葬桃仙院、置牌桃仙院、

— 女子

於幸

○文化九年壬申九月二十五日生、母同上、

○十二年乙亥二月七日夭亡、法号〔曰〕香林淨英禪童

女、葬桃仙院、置牌桃仙院、

— 將次

稱細瀧氏、幸之介

○文化十一年甲戌五月十二日生、母同上、

○十二年乙亥七月七日夭亡、法号〔曰〕花紅了幻禪童

子、葬桃仙院、置牌桃仙院、

— 女子

於齋〔下〕

○文化十三年丙子五月九日生、母喜入主水久欽女

○文政二年己卯八月二十三日夭亡、法号〔曰〕心月秋

光禪童子〔女〕、葬桃仙院、置牌桃仙院、

— 女子

於琴 樺山權左衛門久相室

〔政(ママ)〕  
○文化二年丁丑十月八日生、母同上、

〔○嫁樺山權左衛門久相〕

女子

於富 穎娃織部久武室

○文政三年戊寅九月七日生、母同上、

〔○嫁穎娃織部久武〕

(後欠)

(前欠)  
女子

於澤

○文政七年壬午十一月十一日生、母同上、

女子

於川 林藤一郎 (ママ) 室 母同上、

○文政十年乙酉十二月七日生、母同上、

〔○嫁林藤十郎昌言〕

將次

稱細瀧氏、嘉五郎

○天保元年己丑四月八日生、母同上、

〔○五年甲子十月二十日夭、葬桃仙院、法号「日」英苗  
容禪童子、置牌桃仙院、

久紀

初熊千代 數馬

○文政十二年己午七月二十七日生、母島津主殿久武

女 天保三年壬辰閏十一月六日病卒、年二十七、葬于桃仙院、法号「名日」謚光章院殿玉輪貞霜大姉、置牌于桃仙院、

○天保十四年癸卯十二月十九日、初造朝、

太守齊興公手親加久紀元服、國老島津主計久寶為

理髮、而賜御盃及脇刀一口 冶工 波平行安、命名數馬、於

此獻御太刀一腰・御馬代銀一枚・御折六合・御樽

三荷、謝加冠恩、喜入壬生久 (ママ)「唱」、又就奏者番、

獻御太刀・馬代・三種二荷於

世子齊彬公以謝恩、父久寬亦獻御太刀・馬代、謝

恩如之、

○嘉永五年壬子十月二十日病卒、享年二十五、葬于

桃仙院、法号「日」久昌院殿台道玄紀大居士、置牌

桃仙院、

女子

於包

○天保二年庚寅十二月八日生、母同上、

女子

於清

○天保二年壬辰閏十一月朔日生、母同上、

女子

於壽

島津郷十郎久慶室

○天保七年丙申三月八日生、母川上東馬久對之養女

實頼姪長左衛門  
久馮女也

○嫁島津頼母久慶

將次

稱細瀧氏、半之丞

○天保九年戊戌二月二十日生、母同上、

○嘉永六年癸丑十月二十一日、就奏者番、獻御太刀

一腰・馬代銀一枚・干鯛一折・御樽一荷、以具初

見于

太守公之禮、將次有疾不能造朝、是故大叔父細瀧

權八將明代禮之、

○久治

初稱細瀧氏、三十郎 主計

○天保十一年庚子七月二十五日生、母同上、

○嘉永六年癸丑九月十五日、請為適子、國老川上筑

後久封許之、兄久紀蚤世、次兄將次有病不能嗣家

故也、

○同年十二月二十六日、就奏者番、獻御太刀・馬代

及三種二九荷、謝為適子恩、

○同年同月二十八日、

太守齊彬公手親加久治元服、國老新納駿河久仰為

理髮、乃賜御盃暨脇刀一口治工 正平、命名主計、於是獻

御太刀一腰・御馬代銀一枚・御折六合・御樽三荷、

以謝加冠恩、関山糺金生贊之、（頃）既而又就奏者番、

獻御太刀・馬代・二種二荷於

老公齊興 公也及 世子虎壽丸公同謝恩、父久寛亦獻御

太刀・馬代謝恩如之、

○安政元年甲寅十一月二十四日、嗣家統、國老島津

石見久浮傳 命、

○同年丁巳十一月十五日、獻御太刀一腰・御馬代銀

一枚・三種二荷、見

齊彬公於御書院、謝嗣續恩、島津矢柄久敬贊唱、  
既而又就奏者番、獻同贊於

老公謝恩亦如之、

○五年戊午正月十一日、為詰衆、國老島津伯耆久福  
傳命、

女子

於滿 島津仁十郎(ママ) 室

○天保十三年壬寅三月十二日生、母同上、

「嫁島津仁十郎久之」

將次

稱細瀧氏、鉄袈裟 鉄五郎

○天保十四年癸卯十二月二十四日生、母同上、

嘉永六年癸丑十二月二十八日、獻中紙三束、初見

齊彬公於御書院、鎌田典膳政典贊之、(奥「唱」)

女子

於文

○嘉永二年己酉九月二十一日生、母同上、

○安政四年丁巳三月十二日天、年僅九、法諱「日」春

花妙容禪童女、葬于桃仙院、置牌于同寺、

(以下異筆)

母者黒木郷領主島津豊山久長三女悦子

女子高

文久二年(壬カ) 戌二月八日生、母島津悦子

同年同月同日天、年當日、法名幻夢童女、葬于

桃仙院墓地、置牌于同寺、

女子高子

文久三年(ママ) 丁亥十月十二日生、母同上、

元治元年甲子十一月十日天、年僅二、法名日梅

花幻夢禪童女、葬于桃仙院墓所、置牌于同寺、

●久良

初島津為千代 中細瀧氏 後末川氏 名耕雲

ト号ス、 後要件

元治元年甲子十月廿五日生ル、母同上、

明治十三年辰五月六日、黒岡久直殿同船ニテ上

京ス、行ニ同月七日、新神戸ニ豊瑞丸ニテ到ル、

翌八日、同所ヲ出船、高砂丸ニテ十日午前十時、

横濱ニ到着ス、

女子弘子



慶應三年<sup>(丁)</sup> 卯九月廿一日生、母同上、

嫁竹之山藤次郎、

女子以和子

明治二年<sup>(己)</sup> 巳正月十四日生、母同上、

〔マ〕

女子有子

明治三年<sup>(庚)</sup> 午十月廿日生、母同上、

□次

末川氏□次□

明治五年<sup>(壬)</sup> 申八月十二日生、母同上、

〔女子カ〕  
茂子

明治十五年<sup>(壬)</sup> 午□

明治十八年<sup>(マヤ)</sup> 戊酉五月□ 法名曰寶池院

蓮馨玉芳善童女、葬于桃仙院墓□ 不繼光<sup>(断カ)</sup>

院、

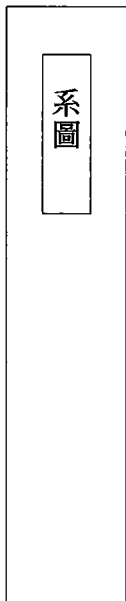
□子

明治十八年十二月廿九日生、母□者

善治之女登世女也、

同十九年正月八日夭、年僅□

128 (卷子表紙)



(本系図ハ清和天皇カラ島津忠将ニ至ル、省略ス)

129 (袋ウハ書)

一 中山王御目錄横折五通

權七様御實名

權七様御嫡子御免之御書付

於加久様御懷胎ニ付而之御書付

若御年寄御役被仰渡候次第書

(裏書)

一 一名寄帳巻冊

一 高直證文巻通

一 借状巻通

嶋津市太夫役人

岡留圓右衛門

130 新城袋へ御一門御家老并從諸人之御書中大卷全上紙

龍伯様御文從肥前名子屋

但中卷 全上紙 蓋蓋

自家代々筆跡

但小卷 全上

相模守又四郎大和守江從御一門家老中諸人之御書中

但大卷 全上

公方様献上目錄

但小卷 全上

家久公光久公御文

但中卷 全上

久公義久公御狀  
公家久公光久公

但中卷 全上

殿殿書中

但大卷 全上

新城袋江上様并御一門御家老中より被遣候御書中

但大卷 全上

外二小卷八ツ

合計拾七卷

龍伯様御文 從鹿兒島・國分・佐土原・細島

様御文 京・伏見・大坂より 但大卷 全上紙

但大卷 全上紙

惣計拾九卷

131 記

本文手鑑 二個

右者、明治廿三年第七月廿一日旧歴六月五日、岡留理平殿取次ヲ以安田為盛殿方江遣シ置候ニ付記置也、

132

御受書

一卷物八卷

但御筆入

右者、磯島津御邸江献上仕度奉願候処、相違無之候、尤御返禮として金貳拾圓御下賜之趣致承知、別而恐入難有次第奉存候、依而御受申上、貴殿へ御取次御依頼申上候、後日ニ至り吳儀無之候也、

(明治二十九年) 末川主計

蒲生清隆殿

133 拜啓、昨朝ハ御来臨相成候得共甚失禮申上候、扱東郷氏

江御願方之儀、小生より可然相談いたし候処、都合能親好

相成候ニ付、別帑御認之上、本日午後四時拙宅江御持參

相成候様被致度候、金員之儀ハ其節ニ御交付可致候、尚

書餘ハ拜眉ニ譲り、此旨要詞迄艸々如此候、恐々不悉、  
(明治)十九年  
二月三日

末川主計殿

蒲生(清隆)

134

證

印紙

一 金貳拾圓也印

(ハリ紙)  
〔本文當日午後四時拙者菱刈家ニおひて蒲生清隆殿より式十圓書ニ相受取候事〕

右、家譜八卷御買上願出候処、御採用相成候ニ付テハ、  
右金額正ニ相受取候間、後日ニ至り異儀申間敷候、依

而保證人相立、證書一札如件、

明治廿九年二月三日

末川主計印(久造)

保証人

竹之山藤次郎印

島津御邸

執事方御中

135

(本文書ハ省略ス)

136

(本文書ハ省略ス)

137の1 (本文書ハ省略ス)

137の2 (本文書ハ省略ス)

138 (本文書ハ省略ス)

139 (本記事ハ省略ス)

140 謹啓

余寒酷敵候處、弥御多祥之段奉賀候、扱て兼而御預り置居候古文書の内、第五号の古文書は、帝國大學史料編纂課長辻善之助博士に依頼致候處、大學に於ては左の通り決定致候、

関白近衛忠尹公より中納言島津家久公に宛られたる手紙なり、文中の用件者、関白か、在轡集を書ひて家久公に送られたるものにて候、在轡集とは島津國史に依れば、島津氏久公が騎馬の事に就き子孫に書残されたるものにて、貴久公(大中様)時代に在轡集と名を附けられたる事が相見申候、然し原本は、目下島津公爵家編輯所に依り探求致居り候得共、未だ發見不致候、家久公宛の手紙か何故に新城にあるやは、當時家久公の御夫人は新城様と申上たる御夫人の御妹君なりし、即ち島津義久公(龍伯公)の

御令嬢方なりし関係からと想像致候、右の手紙は帝大學に於ても参考として写真ヲ取り申候、

別紙略系圖は、島津公爵家のものより写取り申候間、御送付申上候、何れ御預りの書類も取調へたる上、御返送可申上候、先は用迄、乱筆如此御座候、匆々敬具、

(大正五年)  
二月十四日

山口九十郎

古田友蔵殿

御姉上様へ宜敷

141 拜啓 弥御壮栄之段奉慶賀候、次に此方共無事消光仕居候間、乍余事御放念被下度候、扱て兼々借覽致居候末川家之古文書、島津公爵家編輯所に於て用済と相成、昨日返却相成候間、本日別便書留を以て御返納申上候間、御查收被下度、番号は一番より二十七番迄に有之候、其内何れも末川家に取つては必用書類に有之候も、五番・十四番は珍敷ものと被考候、

右、御礼旁御通知迄申上度如斯御座候、匆々敬具、

(大正五年)  
四月廿九日

古田友蔵殿

御姉上様へも宜敷御傳へ被下度候、尚又大連の方へも宜敷御申送り被下度候、

山口九十郎

- 142 (本記事ハ省略ス)  
143 (本記事ハ省略ス)  
144 (本記事ハ省略ス)  
145 (本記事ハ省略ス)  
146 (本記事ハ省略ス)  
147 (本記事ハ省略ス)  
148 (本記事ハ省略ス)  
149 (本記事ハ省略ス)  
150 (本記事ハ省略ス)  
151 (本記事ハ省略ス)